

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正  
 (保険医療課) 5

### —— 規 則 ——

- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正 (自治防災課) 6
- 申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (総務課) 7
- 亀岡市林業センター条例施行規則の廃止 (農林振興課) 24

### —— 告 示 ——

- 指定代理納付者の指定 (SDGs創生課) 25
- 収納事務の委託 (SDGs創生課) 25
- 亀岡市新婚世帯支援事業補助金交付要綱 (SDGs創生課) 26
- 亀岡市空き家流動化促進事業補助金交付要綱 (SDGs創生課) 28
- 亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱 (企画調整課) 31
- 指定代理納付者の指定 (企画調整課) 32
- 物品売払代金の徴収事務の委託 (文化国際課) 33

- 申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係告示の整理に関する告示 (総務課) 34
- 亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付要綱の一部改正 (自治防災課) 51
- 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全ての登録 (税務課) 52
- 指定代理納付者の指定 (税務課) 52
- 徴収事務の委託 (環境政策課) 52
- 亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付要綱 (環境政策課) 52
- 亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱の一部改正 (環境政策課) 54
- 令和3年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画 (環境クリーン推進課) 55
- 粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務の委託 (環境クリーン推進課) 62
- 亀岡市後期高齢者人間ドック健康診断補助金交付要綱及び亀岡市国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診断補助金交付要綱の一部改正 (保険医療課) 66
- 亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱及び亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の一部改正 (障がい福祉課) 67
- 亀岡市介護人材確保事業助成金交付要綱 (高齢福祉課) 69
- 亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱の一部改正 (子育て支援課) 71

○亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 73	○町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更について (都市計画課) 93
○亀岡市養育費に関する公正証書等作成促進事業補助金交付要綱 (子育て支援課) 73	○公示送達 (税務課) 95
○令和2年度亀岡市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱の廃止 (子育て支援課) 75	○亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱 (子育て支援課) 95
○亀岡市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱の廃止 (子育て支援課) 75	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 100
○亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 75	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 101
○物品売払代金の徴収事務の委託 (農林振興課) 78	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 101
○町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更について (都市整備課) 78	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 102
○亀岡市営住宅移転助成金交付要綱の一部改正 (建築住宅課) 87	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 102
○亀岡市住宅建設資金融資要綱の廃止 (建築住宅課) 88	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 102
○亀岡市住宅改良資金融資要綱の廃止 (建築住宅課) 88	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 103
○亀岡市指定金融機関、亀岡市指定代理金融機関及び亀岡市収納代理金融機関の指定の一部改正 (会計課) 88	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 103
○徴収事務の委託 (図書館) 88	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 103
○亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱の一部改正 (農林振興課) 89	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 104
○亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱の一部改正 (保険医療課) 89	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 104
○市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 90	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 104
○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 91	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 105
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 92	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 105

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 105	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 112
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 106	○特定子ども・子育て支援施設等の告示 (保育課) 113
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 106	<b>—— 訓 令 ——</b>
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 106	○申請書等の押印を求めることの見直し に伴う関係訓令の整理に関する訓令 (総務課) 114
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 107	<b>—— 公 告 ——</b>
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 107	○都市公園の供用開始 (都市整備課) 115
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 107	○公募型プロポーザル方式による事業者 の選定 (商工観光課) 115
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 108	○亀岡農業振興地域整備計画の変更によ る計画書の縦覧 (農林振興課) 116
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 108	○亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 117
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 108	○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 119
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 108	○一般競争入札(条件付き)にかかる特 定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 120
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 109	○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 124
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 109	○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変 更による計画書の縦覧 (農林振興課) 125
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 110	○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 125
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 110	<b>—— 任免及び辞令 ——</b>
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 110	<b>監査委員欄</b>
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 111	<b>—— 公 表 ——</b>
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 111	○令和3年度随時監査 132
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 111	

<b>教育委員会欄</b>		<b>市立病院欄</b>	
—— 規 則 ——		—— 規 程 ——	
○申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則	133	○亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正	155
—— 告 示 ——		—— 公 告 ——	
○申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示	134	○指定代理納付者の指定	158
—— 任免及び辞令 ——			
<b>公平委員会欄</b>			
—— 規 則 ——			
○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	140		
<b>農業委員会欄</b>			
—— 公 告 ——			
○令和3年4月定例総会の開催	141		
<b>上下水道部欄</b>			
—— 規 程 ——			
○亀岡市上下水道部の企業職員の併任に関する規程	141		
○申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係上下水道事業管理規程等の整理に関する規程	142		
—— 告 示 ——			
○料金収納事務の委託	152		
○料金収納事務の委託	152		
○申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係上下水道部告示の整理に関する告示	153		
○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示	154		

## 公布された条例のあらまし

亀岡市国民健康保険条例の一部を  
改正する条例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免を行うため、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行した。

## 条 例

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第11号

亀岡市国民健康保険条例の一部を  
改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出した場合において、市長が必要と認めるときは、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの及び令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているものの全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第13号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「166,950円」を「171,650円」に、「72,990円」を「73,090円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「83,480円」を「85,780円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和3年

4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 亀岡市規則第14号

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(亀岡市公報発行規則の一部改正)

第1条 亀岡市公報発行規則(昭和59年亀岡市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年亀岡市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定、別記第5号様式及び別記第6号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 亀岡市情報公開条例施行規則(平成12年亀岡市規則第53号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第4条 亀岡市個人情報保護条例施行規則(平成12年亀岡市規則第55号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、別記第2号様式の2、別記第7号様式及び別記第7号様式の2中「㊟」を削る。

(亀岡市聴聞規則の一部改正)

第5条 亀岡市聴聞規則(平成9年亀岡市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年亀岡市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(亀岡市役所庁舎管理規則の一部改正)

第7条 亀岡市役所庁舎管理規則(昭和41年亀岡市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(亀岡市庁舎使用料条例施行規則の一部改正)

第8条 亀岡市庁舎使用料条例施行規則(平成2年亀岡市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(市民ホール使用規則の一部改正)

第9条 市民ホール使用規則(平成2年亀岡市規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。





「

休暇の期間	残日数			本人印	承認印		
	日	時間	分		日	時間	分
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							

を

」

「

休暇の期間	残日数			承認印			
	日	時間	分	日	時間	分	所属長
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							
／ ( ) : から							
／ ( ) : まで							

に改める。

」

別記第2号様式中

「

休暇の期間	時間			休暇の種類	本人印	承認印	
	日	時間	分				所属長
/ ( ) : から / ( ) : まで							
/ ( ) : から / ( ) : まで							
/ ( ) : から / ( ) : まで							
/ ( ) : から / ( ) : まで							
/ ( ) : から / ( ) : まで							
/ ( ) : から / ( ) : まで							
/ ( ) : から / ( ) : まで							
/ ( ) : から / ( ) : まで							
/ ( ) : から / ( ) : まで							

を

」

「

休暇の期間	時間			休暇の種類	承認印	
	日	時間	分			所属長
/ ( ) : から / ( ) : まで						
/ ( ) : から / ( ) : まで						
/ ( ) : から / ( ) : まで						
/ ( ) : から / ( ) : まで						
/ ( ) : から / ( ) : まで						
/ ( ) : から / ( ) : まで						
/ ( ) : から / ( ) : まで						
/ ( ) : から / ( ) : まで						
/ ( ) : から / ( ) : まで						

に改める。

」

別記第3号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市職員服務規則の一部改正)

第14条 亀岡市職員服務規則(昭和30年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

別記第5号様式中

「

期間	日	時間	分	申請理由	本人印	承認印	
							所属長
／( ) : から							
／( ) : まで							
／( ) : から							
／( ) : まで							
／( ) : から							
／( ) : まで							
／( ) : から							
／( ) : まで							
／( ) : から							
／( ) : まで							

」を

「

期間	日	時間	分	申請理由	承認印	
						所属長
／( ) : から						
／( ) : まで						
／( ) : から						
／( ) : まで						
／( ) : から						
／( ) : まで						
／( ) : から						
／( ) : まで						
／( ) : から						
／( ) : まで						

」に改める。

別記第6号様式中

「

所属長	月日 (曜日)	勤務時刻 (うち休憩時間)	時間外勤務								時間外勤務代休		休日 勤務 135	管理職 員特別 勤務	従事事務の内容	区分	
			勤務日				週休日・休日				累計	時間数					本人印
			100	125	150	175	135	160	25								
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般

」

を

「

所属長	月日 (曜日)	勤務時刻 (うち休憩時間)	時間外勤務								時間外 勤務 代休		休日 勤務 135	管理職 員特別 勤務	従事事務の内容	区分	
			勤務日				週休日・休日				累計	時間数					
			100	125	150	175	135	160	25								
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般
	( )	～ 休( : )	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			突外 般

」

に改める。

別記第7号様式中

本人印	所属長 取得確 認 印		所属長 取得確 認 印

を に改める。

別記第8号様式から別記第11号様式までの規定中「㊟」を削る。  
(亀岡市職員倫理規則の一部改正)

第15条 亀岡市職員倫理規則(平成15年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。  
(議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。  
第22条第2項中「、記名押印して」を削る。

別記第2号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中

(実施機関の職氏名)  .....様 下記の療養補償を請求します。	請求年月日 年 月 日
	請求者の住所  ふりがな 氏 名.....㊟
1 補償 費用 の受 領委 任	この請求書による療養補償の費用の受領を.....に委任します。 委任者の氏名.....㊟
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求しま す。 受任者の住所..... 氏 名.....㊟

」を

「

(実施機関の職氏名)  .....様 下記の療養補償を請求します。	請求年月日 年 月 日
	請求者の住所  ふりがな 氏 名.....
1 補償 費用 の受 領委 任	この請求書による療養補償の費用の受領を.....に委任します。 委任者の氏名.....
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求しま す。 受任者の住所..... 氏 名.....

」に改める。

別記第4号様式中

「請求者の住所

氏名

㊟」を

「請求者の住所

氏名

」に、

「

所属部局の

所在地  
名称  
長の職氏名

㊟」を

「

所属部局の

所在地  
名称  
長の職氏名

」に改める。

別記第4号様式の2から別記第11号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第13号様式及び別記第13号様式の2中

「ふりがな

氏 名.....㊟」を

「ふりがな

氏 名.....」に改める。

別記第14号様式から別記第16号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市職員住居手当支給規則の一部改正)

第17条 亀岡市職員住居手当支給規則(昭和49年亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中「印」を削る。

(通勤手当支給規則の一部改正)

第18条 通勤手当支給規則(昭和33年亀岡市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(亀岡市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 亀岡市職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和37年亀岡市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市税条例の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 亀岡市税条例の特例に関する条例施行規則(令和元年亀岡市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第6号様式までの規定中「㊤」を削る。

(亀岡市法定外公共物管理条例施行規則の一部改正)

第21条 亀岡市法定外公共物管理条例施行規則(平成16年亀岡市規則第55号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第8号様式までの規定中「㊤」を削る。

(亀岡市社会体育施設条例施行規則の一部改正)

第22条 亀岡市社会体育施設条例施行規則(平成26年亀岡市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部改正)

第23条 亀岡市総合福祉センター条例施行規則(平成18年亀岡市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第7号様式及び別記第9号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市福祉医療費支給条例施行規則の一部改正)

第24条 亀岡市福祉医療費支給条例施行規則(昭和50年亀岡市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」及び「※自書による場合は、押印を省略することができます。」を削る。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「㊤」及び「備考 自書による場合は、押印を省略することができます。」を削る。

別記第8号様式、別記第10号様式及び別記第12号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正)

第25条 亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年亀岡市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「㊤」を削る。

別記第7号様式及び別記第10号様式中  
「借受人住所  
氏名 ㊤」

を

「借受人住所  
氏名 」

に改める。

別記第13号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部改正)

第26条 亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則(平成29年亀岡市規則第19号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第9号様式及び別記第10号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市休日保育の実施に関する規則の一部改正)

第27条 亀岡市休日保育の実施に関する規則(平成17年亀岡市規則第41号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。  
 (亀岡市一時保育の実施に関する規則の一部改正)

第28条 亀岡市一時保育の実施に関する規則  
 (平成17年亀岡市規則第42号)の一部を  
 次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。  
 (亀岡市立保育所延長保育実施規則の一部改正)

第29条 亀岡市立保育所延長保育実施規則  
 (平成21年亀岡市規則第40号)の一部を  
 次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中  
 「㊤」を削る。  
 (ふれあいプラザ条例施行規則の一部改正)

第30条 ふれあいプラザ条例施行規則(平成  
 18年亀岡市規則第10号)の一部を次のよ  
 うに改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第  
 5号様式及び別記第7号様式中「㊤」を削る。  
 (亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型  
 保育事業の保育料に関する条例施行規則の一  
 部改正)

第31条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定  
 地域型保育事業の保育料に関する条例施行規  
 則(平成27年亀岡市規則第12号)の一部  
 を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。  
 (亀岡市児童館条例施行規則の一部改正)

第32条 亀岡市児童館条例施行規則(昭和  
 47年亀岡市規則第8号)の一部を次のよ  
 うに改正する。

別記様式中「㊤」を削る。  
 (亀岡市障害児手当条例施行規則の一部改正)

第33条 亀岡市障害児手当条例施行規則(昭  
 和49年亀岡市規則第14号)の一部を次の  
 ように改正する。

第11条中「、押印し」を削る。

別記第1号様式から別記第6号様式までの  
 規定中「㊤」を削る。

(亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一  
 部改正)

第34条 亀岡市子ども医療費助成条例施行規  
 則(平成5年亀岡市規則第26号)の一部を  
 次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削り、  
 「備考 自書による場合は、押印を省略す  
 ることができます。

「加入保険」欄の記入については、  
 健康保険証の写しの添付に代えるこ  
 とができます。」

を  
 「備考 「加入保険」欄の記入については、  
 健康保険証の写しの添付に代える  
 ことができます。」

に改める。

別記第3号様式中「㊤」及び「備考 自書  
 による場合は、押印を省略することができま  
 す。」を削る。

別記第4号様式中  
 「氏名 \_\_\_\_\_㊤」を  
 「氏名 \_\_\_\_\_」に  
 改める。

別記第5号様式中「㊤」及び「備考 自書  
 による場合は、押印を省略することができま  
 す。」を削る。

(亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部  
 正)

第35条 亀岡市老人医療費支給条例施行規則  
 (平成14年亀岡市規則第1号)の一部を次  
 のように改正する。

別記第1号様式及び別記第5号様式から別  
 記第7号様式までの規定中「㊤」を削る。

別記第9号様式中  
 「住所 亀岡市  
 氏名 \_\_\_\_\_㊤」



を  
「住所 亀岡市  
氏名」  
に改める。  
別記第9号様式の2及び別記第11号様式  
中「㊟」を削る。  
別記第14号様式中  
「住所 亀岡市  
氏名」を  
「住所 亀岡市  
氏名」に、  
「確認者氏名」を  
「確認者氏名」  
に改める。  
(亀岡市福祉タクシー等事業実施規則の一部  
改正)  
第36条 亀岡市福祉タクシー等事業実施規則  
(昭和57年亀岡市規則第9号)の一部を次  
のように改正する。  
別記第1号様式中「㊟」を削る。  
(亀岡市福祉ファクシミリ設置規則の一部改  
正)  
第37条 亀岡市福祉ファクシミリ設置規則  
(昭和58年亀岡市規則第16号)の一部を  
次のように改正する。  
別記第1号様式及び別記第3号様式中  
「㊟」を削る。  
(亀岡市立文化センター条例施行規則の一部  
改正)  
第38条 亀岡市立文化センター条例施行規則  
(平成14年亀岡市規則第27号)の一部を  
次のように改正する。  
別記第1号様式及び別記第3号様式中  
「㊟」を削る。  
(亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改  
正)  
第39条 亀岡市国民健康保険条例施行規則

(昭和53年亀岡市規則第20号)の一部を  
次のように改正する。  
別記第1号様式中「㊟」を削る。  
別記第3号様式中「印」を削る。  
別記第4号様式中「㊟」を削る。  
別記第9号様式中  
「  
氏名 印  
」  
を  
「  
氏名  
」  
に改める。  
別記第9号様式の2中「㊟」を削る。

別記第11号様式中

「

上記のとおり申請します。

年 月 日

世帯主 住 所

氏 名 ㊟

個人番号

電 話 ( ) -

(宛先) 亀岡市長

委任の欄	この欄は移送費の受領を人に頼むときだけ記入してください。	上記移送費の受領を ( 年 月 日 ) に委任します。 世帯主 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
------	------------------------------	--

」を

「

上記のとおり申請します。

年 月 日

世帯主 住 所

氏 名

個人番号

電 話 ( ) -

(宛先) 亀岡市長

委任の欄	この欄は移送費の受領を人に頼むときだけ記入してください。	上記移送費の受領を ( 年 月 日 ) に委任します。 世帯主 氏名
------	------------------------------	---------------------------------------

」に改める。

別記第12号様式中

「

上記のとおり申請します。

年 月 日

世帯主 住 所 亀岡市

氏 名 ㊟

個人番号

電話 ( ) -

(宛先) 亀岡市長

委任の欄	この欄は給付金の受領を人に頼むときだけ記入してください。	上記療養費の受領を ( 年 月 日 ) に委任します。 世帯主 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
------	------------------------------	--

」を

「

上記のとおり申請します。	
年	月 日
世帯主	住所 亀岡市
	氏名
個人番号	<input type="text"/>
	電話 (      )      -
(宛先) 亀岡市長	

委任の欄	この欄は給付金の受領を人に頼むときだけ記入してください。	上記療養費の受領を (      ) に委任します。
		年 月 日 世帯主 氏名

」に改める。

別記第13号様式から別記第15号様式の2までの規定中「㊟」を削る。

別記第17号様式の2中

「

お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この通知書</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・申請書に使用した印鑑</li> </ul>
-----------	---

」を

「

お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この通知書</li> <li>・国民健康保険被保険者証</li> </ul>
-----------	--

」に改める。

別記第18号様式中「印」を削る。

別記第19号様式及び別記第22号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市休日急病診療所条例施行規則の一部改正)

第40条 亀岡市休日急病診療所条例施行規則(昭和56年亀岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市保健師修学資金貸与に関する規則の一部改正)

第41条 亀岡市保健師修学資金貸与に関する規則(昭和58年亀岡市規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

氏名	㊟
年 月 日生(満 歳)	

」を

「  

氏名
年 月 日生(満 歳)

」に改める。

別記第3号様式中

「  

年 月 日
氏名 <div style="text-align: right;">㊟</div>

」を

「  

年 月 日
氏名

」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則の一部改正)

第42条 亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則(平成19年亀岡市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「㊟」を削る。

別記第8号様式中

「受給者 住 所  
商号又は名称  
氏名(代表者名) ㊟」を

「受給者 住 所  
商号又は名称  
氏名(代表者名) 」に改める。

別記第9号様式から別記第12号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部改正)

第43条 亀岡市循環型社会推進条例施行規則(平成13年亀岡市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第8号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市都市美化活動事業実施規則の一部改正)

第44条 亀岡市都市美化活動事業実施規則(昭和57年亀岡市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部改正)

第45条 亀岡市墓地等の経営の許可等に関する規則(平成24年亀岡市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「、登記事項証明書及び法務局が作成した代表者の印鑑の証明書」を「及び登記事項証明書」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第46条 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則(平成11年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第7号様式から別記第9号様式までの規定、別記第15号様式及び別記第17号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則の一部改正)

第47条 亀岡市ポイ捨て等禁止条例施行規則(令和2年亀岡市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第6号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第48条 亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則(平成31年亀岡市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号の表現況平面図の項中「及び印」を削り、同表土地利用計画図の項、造成計画平面図の項、造成計画断面図の項、

雨水配水計画平面図の項及び構造図の項中「及び印」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

別記第1号様式、別記第3号様式から別記第5号様式までの規定、別記第7号様式から別記第13号様式までの規定及び別記第15号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則の一部改正)

第49条 亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則(平成28年亀岡市規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(亀岡市印鑑条例施行規則の一部改正)

第50条 亀岡市印鑑条例施行規則(平成6年亀岡市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市自動車臨時運行許可に関する規則の一部改正)

第51条 亀岡市自動車臨時運行許可に関する規則(平成15年亀岡市規則第19号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊟」を削る。

(ガレリアかめおか条例施行規則の一部改正)

第52条 ガレリアかめおか条例施行規則(平成18年亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市大井生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第53条 亀岡市大井生涯学習センター条例施行規則(平成18年亀岡市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第54条 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例施行規則(平成26年亀岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊦」を削る。

(亀岡市交流会館条例施行規則の一部改正)

第55条 亀岡市交流会館条例施行規則(平成18年亀岡市規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第7号様式、別記第8号様式及び別記第10号様式中「㊦」を削る。

(亀岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正)

第56条 亀岡市自転車等駐車場条例施行規則(平成18年亀岡市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第9号様式から別記第11号様式までの規定中「㊦」を削る。

(亀岡市放置自転車の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第57条 亀岡市放置自転車の防止に関する条例施行規則(平成5年亀岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(亀岡市暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第58条 亀岡市暴力団排除条例施行規則(平成25年亀岡市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(農地等災害復旧工事委託規則の一部改正)

第59条 農地等災害復旧工事委託規則(昭和35年亀岡市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式までの

規定中「㊦」を削る。

(亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部改正)

第60条 亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則(平成23年亀岡市規則第33号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「㊦」を削る。

(亀岡市企業立地促進条例施行規則の一部改正)

第61条 亀岡市企業立地促進条例施行規則(平成17年亀岡市規則第47号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第3号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削る。

別記第6号様式、別記第7号様式及び別記第9号様式中「㊦」を削る。

(亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の一部改正)

第62条 亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則(平成12年亀岡市規則第33号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「㊦」を削る。

(亀岡市道路占用規則の一部改正)

第63条 亀岡市道路占用規則(昭和31年亀岡市規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(亀岡市河川管理規則の一部改正)

第64条 亀岡市河川管理規則(平成12年亀岡市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊦」を削る。

(亀岡市都市計画法施行細則の一部改正)

第65条 亀岡市都市計画法施行細則（平成28年亀岡市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4号から第8号まで」を「第3号から第7号まで」に改め、同条第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第2項第2号中「第7号」を「第6号」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊦」を削る。

別記第4号様式中「㊦」を削り、「各工区ごと」を「工区ごと」に改める。

別記第6号様式中「㊦」を削り、「同様式で添付して割印してください。」を「同様式を添付してください。」に改める。

別記第7号様式から別記第19号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第20号様式中「○○○」及び「○○○」を削る。

別記第21号様式から別記第23号様式までの規定及び別記第25号様式中「㊦」を削る。

（亀岡市宅地開発等に関する条例施行規則の一部改正）

第66条 亀岡市宅地開発等に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式から別記第8号様式までの規定及び別記第10号様式から別記第12号様式までの規定中「㊦」を削る。

（亀岡市景観条例施行規則の一部改正）

第67条 亀岡市景観条例施行規則（平成27年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定、別記第6号様式、別記第7号様式、別

記第9号様式、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第14号様式、別記第16号様式、別記第18号様式、別記第20号様式、別記第22号様式及び別記第23号様式中「㊦」を削る。

（亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第68条 亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「㊦」を削る。

（亀岡市住居表示に関する条例施行規則の一部改正）

第69条 亀岡市住居表示に関する条例施行規則（昭和43年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊦」を削る。

（亀岡市都市公園条例施行規則の一部改正）

第70条 亀岡市都市公園条例施行規則（平成18年亀岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式から別記第7号様式までの規定、別記第11号様式及び別記第14号様式中「㊦」を削る。

（亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部改正）

第71条 亀岡市都市公園有料公園施設使用規則（平成18年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊦」を削る。

（亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部改正）

第72条 亀岡市営住宅管理条例施行規則（平成9年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の5、別記第1号様式の8及び別記第5号様式から別記第13号様式までの規定中「㊤」を削る。

(亀岡市空家等対策の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第73条 亀岡市空家等対策の推進に関する条例施行規則(平成30年亀岡市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記第9号様式、別記第10号様式、別記第15号様式、別記第17号様式及び別記第21号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市財産区等基金条例施行規則の一部改正)

第74条 亀岡市財産区等基金条例施行規則(昭和39年亀岡市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

亀岡市林業センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第15号

亀岡市林業センター条例施行規則を廃止する規則

亀岡市林業センター条例施行規則(平成18年亀岡市規則第18号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」



## 告示

### 亀岡市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
  - (1) 楽天株式会社  
東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリムゾンハウス
  - (2) SBペイメントサービス株式会社  
東京都港区東新橋1丁目9番2号  
汐留住友ビル25階
  - (3) 京都クレジットサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地
  - (4) 京銀カードサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地
  - (5) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
  - (6) 株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
  - (7) GMOペイメントゲートウェイ株式会社  
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
  - (8) PayPay株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号

- (9) 株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町22-14  
N. E. S. ビルN棟2階
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

「揭示済」

### 亀岡市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称及び住所
  - (1) 楽天株式会社  
東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリムゾンハウス
  - (2) 株式会社さとふる  
東京都中央区京橋2丁目2番1号
  - (3) 株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
  - (4) 株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町22-14  
N. E. S. ビルN棟2階
- 2 委託した収納事務  
寄附金の収納事務

3 委託期間

令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第57号

亀岡市新婚世帯支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市新婚世帯支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新婚世帯に対して住宅の確保に要する費用を支援し、婚姻に伴う経済的不安を軽減することで、本市の定住促進及び少子化対策を図ることを目的として、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市新婚世帯支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の申請年度中に婚姻届を提出した世帯で、婚姻届提出時において、夫婦の双方又は一方が39歳以下の者である世帯
- (2) 所得 給与所得者の場合は1年間の給与

等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額をいい、自営業者の場合は売上金額から必要経費を控除した金額をいう。

- (3) 移住者 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入(亀岡市内に住所を定めるものに限る。以下「転入」という。)をした者であつて、転入をした日の前日において引き続き5年以上京都府外に住所を有していた者をいう。(補助対象世帯)

第3条 補助の対象となる世帯は、夫婦の双方又は一方が亀岡市内に住所を有する新婚世帯で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 夫婦の所得の合算額(以下「世帯所得」という。)が、500万円未満であること。
- (2) 夫婦の双方が、市税等を滞納していないこと。
- (3) 夫婦の双方が、過去に本要綱による補助又は他の地方自治体での同種の補助等を受けていないこと。
- (4) 夫婦の双方が、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号)第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 婚姻に伴う新規の住宅購入に要する費用
- (2) 婚姻に伴う新規の住宅賃借に係る賃料、共益費及び仲介手数料に要する費用(翌年度分のものを申請年度中に支払ったものを除く。)
- (3) 婚姻に伴う引越に要する費用(引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。)(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出

額（他の制度により、家賃又は引越費用に対する助成金等を受けている場合は、当該額を控除した額）と次の各号に掲げる補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 夫婦の双方が39歳以下の者かつ夫婦の双方又は一方が移住者であり、世帯所得が400万円未満である世帯 60万円
- (2) 前号に該当せず、夫婦の双方又は一方が移住者である世帯 36万円
- (3) 前各号のいずれにも該当せず、夫婦の双方が39歳以下の者であり、世帯所得が400万円未満である世帯 30万円
- (4) 前各号のいずれにも該当しない世帯 18万円

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施年度の末日までに、亀岡市新婚世帯支援事業補助金交付申請兼実績報告書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の額の決定及び確定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、亀岡市新婚世帯支援事業補助金交付決定兼確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第8条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、市長が別に定める日までに、亀岡市新婚世帯支援事業補助金請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助を受けたとき。
- (2) 前条の請求を行わないとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、亀岡市新婚世帯支援事業補助金取消兼補助金返還決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知し、補助金が交付されている場合は、当該補助金を返還させるものとする。

（調査等への協力）

第10条 市長は、申請者に本事業の効果検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第58号

亀岡市空き家流動化促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市空き家流動化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、空き家の活用を促進し、本市への定住促進及び地域の活性化を図ることを目的として、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市空き家流動化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 亀岡市空き家・空き地バンク設置要綱（平成28年亀岡市告示第213号。以下「空き家・空き地バンク要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家をい

う。

- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸借を行うことができる者をいう。

- (3) 地域団体 地域に根ざして活動を行う自治会その他これらに類する地域住民で組織された団体であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

ア 事業を行う地域の事情に詳しく、移住者の受入れ及び移住後の支援を行う体制を整備していること。

イ 事業を適切かつ効率的に行うため、団体の構成員、事務局及び代表者並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を規約等で定めていること。

ウ 団体の運営に当たって、一つの事務手続につき複数の者が関与する等当該事務手続に係る不正を未然に防止する体制が整備されていること。

(補助対象及び内容)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家の存する地域の地域団体とし、補助の対象となる事業及び経費並びに報奨金及び補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象事業	事業内容	報奨金及び補助金の額
空き家掘り起こし事業	補助対象者の働きかけにより、空き家の所有者等が空き家・空き地バンク要綱第2条第4号に規定する空き家・空き地バンク（以下「空き地・空き家バンク」という。）に当該空き家を登録した場合、その活動に対する報奨金を交付する。	1物件につき3万円
	上記の働きかけにより空き家・空き家バンクに登録された当該空き家について、売買、賃貸借等の活用が決定した場合、その活動に対する報奨金を交付する。	1物件につき2万円
空き家家財撤去事業	空き家・空き地バンクに登録された空き家について、補助対象者が所有者等の同意の上、当該空き家の家財道具撤去等の作業を行う場合、その作業で生じる廃棄物処分費（バケツ代等）を交付する。	1物件につき20万円（上限）

2 前項に掲げる事業については、空き家1物件につき1回に限り対象とする。

3 次の各号に掲げる場合は、補助の対象外とする。

- (1) 定住促進及び地域の活性化に活用することができない空き家である場合
- (2) 所有者等が他の同種の補助金制度の適用を受けている場合
- (3) その他市長が適当でないとする場合

(空き家掘り起こし事業の報奨金交付申請)

第4条 空き家掘り起こし事業の報奨金の交付を受けようとする者（以下「第4条申請者」という。）は、亀岡市空き家流動化促進事業報奨金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(空き家掘り起こし事業の報奨金交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市空き家流動化促進事業報奨金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により第4条申請者に通知するものとする。

(空き家掘り起こし事業の請求及び交付)

第6条 第4条申請者は、前条の規定による交付決定通知を受けたときは、亀岡市空き家流動化促進事業報奨金請求書（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに報奨金を交付するものとする。

(空き家家財撤去事業の補助金交付申請)

第7条 空き家家財撤去事業の補助金の交付を受けようとする者（以下「第7条申請者」という。）は、亀岡市空き家流動化促進事業補助金交付申請書（別記第4号様式）に関係書類を添え

て、市長に提出しなければならない。

(空き家家財撤去事業の補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市空き家流動化促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第5号様式)により第7条申請者に通知するものとする。

(空き家家財撤去事業の補助金変更交付申請及び決定)

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた第7条申請者は、当該事業の内容を変更し、又は申請を取り下げようとするときは、亀岡市空き家流動化促進事業補助金変更交付申請書(別記第6号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、変更等の適否を決定し、亀岡市空き家流動化促進事業補助金変更交付(不交付)決定通知書(別記第7号様式)により、第7条申請者に通知するものとする。

(空き家家財撤去事業の実績報告)

第10条 第7条申請者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は当該事業が完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、亀岡市空き家流動化促進事業補助金実績報告書(別記第8号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(空き家家財撤去事業の補助金交付確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、亀岡市空き家流動化促進事業補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により、第7条申請者に通知するものとする。

(空き家家財撤去事業の補助金請求)

第12条 第7条申請者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、亀岡市空き家流動

化促進事業補助金請求書(別記第10号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(空き家家財撤去事業の補助金交付の特例)

第13条 市長は、空き家家財撤去事業の補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 第7条申請者は、前項に規定する概算払を受けようとするときは、前条第1項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助の決定又は補助を受けたとき。
- (3) 第6条第1項又は第12条第1項の規定による請求を行わないとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合、亀岡市空き家流動化促進事業補助金交付取消兼補助金返還決定通知書(別記第11号様式)により補助対象者に通知し、補助金が交付されている場合は当該補助金を返還させるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。(失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、そ

の効力を失う。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第59号

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱

(設置)

第1条 亀岡市内における文化施設のあり方と今後の方向性について、幅広い観点から意見交換を行うことを目的として、亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 文化施設の機能、規模及び立地等に関すること。
- (2) 文化施設の課題及びその対策に関すること。
- (3) その他文化施設のあり方に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委

嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、懇話会の解散の日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(解散)

第6条 懇話会は、市長が所期の目的を達成したと認める場合に解散する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、政策企画部企画調整課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
P a y P a y 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
交流会館施設使用料  
諸証明等発行手数料及び閲覧手数料  
スポーツ安全保険負担金  
文化資料館使用料及び雑入
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和3年4月1日から  
令和3年9月30日まで

「揭示済」



## 亀岡市告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託先

名称	所在地
株式会社南丹社	亀岡市安町小屋場61番地3
株式会社大垣書店 亀岡店	亀岡市篠町野条上又11-1 アルプラザ亀岡3階
有限会社さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社やまざき商店	亀岡市北町19番地
株式会社松園荘	亀岡市蕪田野町芦ノ山流田1-4
株式会社翠泉	亀岡市蕪田野町芦ノ山イノシリ6-3
保津川遊船企業組合	亀岡市保津町下中島2番地
嵯峨野観光鉄道株式会社	京都市右京区嵯峨野天龍寺車道町
株式会社グロウティ	亀岡市余部町谷川尻10番地
かめおか霧の芸術祭実行委員会	亀岡市安町野々神8番地
一般社団法人亀岡市観光協会	亀岡市追分町谷筋25番地30
一般社団法人森の京都地域振興社	亀岡市追分町谷筋25番地30
一般社団法人京都中央古民家再生協会	亀岡市安町釜ヶ前23番地6 アイディール・アザレア102

## 2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

## 3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第62号

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係告示の整理に関する告示

(亀岡市の特殊標章及び証明書に関する交付要綱の一部改正)

第1条 亀岡市の特殊標章及び証明書に関する交付要綱(平成20年亀岡市告示第46号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市通学路標識設置事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀岡市通学路標識設置事業補助金交付要綱(平成6年亀岡市告示第101号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金交付要綱の一部改正)

第3条 亀岡市スポーツ競技全国大会等出場激励金交付要綱(平成27年亀岡市告示第159号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(子どもスポーツ検診補助金交付要綱の一部改正)

第4条 子どもスポーツ検診補助金交付要綱

(平成29年亀岡市告示第190号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第6号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市社寺等文化資料保全費補助金交付要綱の一部改正)

第5条 亀岡市社寺等文化資料保全費補助金交付要綱(昭和55年亀岡市告示第24号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

(ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱の一部改正)

第6条 ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱(令和元年亀岡市告示第127号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第6号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市医療費等支払資金貸付要綱の一部改正)

第7条 亀岡市医療費等支払資金貸付要綱(平成13年亀岡市告示第43号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第6号様式中

「氏名 ㊟」を

「氏名 」に改める。

(亀岡市福祉電話設置規程の一部改正)

第8条 亀岡市福祉電話設置規程(昭和50年亀岡市告示第40号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱の一部改正)

第9条 亀岡市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱(令和元年亀岡市告示第

220号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第7号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市くらしの資金貸付規程の一部改正)

第10条 亀岡市くらしの資金貸付規程(昭和45年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市青少年健全育成地域住民活動補助金交付要綱の一部改正)

第11条 亀岡市青少年健全育成地域住民活動補助金交付要綱(昭和57年亀岡市告示第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市在日外国人高齢者特別給付金支給要綱の一部改正)

第12条 亀岡市在日外国人高齢者特別給付金支給要綱(平成13年亀岡市告示第37号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第7号様式及び別記第12号様式中「㊟」及び「本人が署名(自筆)する場合は、押印の必要はありません。」を削る。

(亀岡市在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱の一部改正)

第13条 亀岡市在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱(平成13年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第7号様式及び別記第12号様式中「㊟」及び「本人が署名(自筆)する場合は、押印の必要はありません。」を削る。

(亀岡市保育所保育料徴収員取扱要綱の一部改正)

第14条 亀岡市保育所保育料徴収員取扱要綱(平成15年亀岡市告示第17号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中

「住所

氏名

㊟」を

「住所

氏名

」に改める。

(亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正)

第15条 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱(平成11年亀岡市告示第45号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱の一部改正)

第16条 亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱(平成30年亀岡市告示第83号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市障害児保育事業費補助金交付要綱の一部改正)

第17条 亀岡市障害児保育事業費補助金交付要綱(平成11年亀岡市告示第46号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市障害児通所給付費利用者負担額減免取扱要綱の一部改正)

第18条 亀岡市障害児通所給付費利用者負担額減免取扱要綱(平成27年亀岡市告示第153号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市民間保育所等児童健康診断等経費補助金交付要綱の一部改正)

第19条 亀岡市民間保育所等児童健康診断等経費補助金交付要綱(平成22年亀岡市告示第32号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市簡易児童遊園整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第20条 亀岡市簡易児童遊園整備事業補助金交付要綱(平成4年亀岡市告示第56号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市未熟児養育医療給付要綱の一部改正)

第21条 亀岡市未熟児養育医療給付要綱(平成25年亀岡市告示第52号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中

「申請者氏名(自署又は記名押印) ㊟」を

「申請者氏名」に改める。

別記第6号様式中

「氏名(自署又は記名押印) ㊟」を

「氏名」に改める。

別記第8号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市交通遺児激励金支給要綱の一部改正)

第22条 亀岡市交通遺児激励金支給要綱(昭和61年亀岡市告示第36号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱の一部改正)

第23条 亀岡市民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第216号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市チャイルドシート貸出要綱の一部改正)

第24条 亀岡市チャイルドシート貸出要綱(平成27年亀岡市告示第154号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市老人福祉施設等整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第25条 亀岡市老人福祉施設等整備事業補助金交付要綱(昭和56年亀岡市告示第84号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業実施要綱の一部改正)

第26条 亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第52号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市在宅高齢者介護激励金支給要綱の一部改正)

第27条 亀岡市在宅高齢者介護激励金支給要綱(平成3年亀岡市告示第45号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。  
 (亀岡市家族介護者慰労金支給要綱の一部改正)

第28条 亀岡市家族介護者慰労金支給要綱  
 (平成18年亀岡市告示第55号)の一部を  
 次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。  
 (亀岡市在宅ねたきり老人等介護用品支給事  
 業実施要綱の一部改正)

第29条 亀岡市在宅ねたきり老人等介護用品  
 支給事業実施要綱(平成13年亀岡市告示第  
 39号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。  
 (亀岡市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置  
 設置事業実施要綱の一部改正)

第30条 亀岡市ひとり暮らし高齢者等緊急通  
 報装置設置事業実施要綱(平成12年亀岡市  
 告示第52号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中  
 「 住所  
 申請者  
 氏名 ㊟」を  
 「 住所  
 申請者  
 氏名 」に  
 改める。

別記第5号様式中「㊟」を削る。  
 (亀岡市高齢者自立支援住宅改修費補助金交  
 付要綱の一部改正)

第31条 亀岡市高齢者自立支援住宅改修費補  
 助金交付要綱(平成22年亀岡市告示第53  
 号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中  
 「申請者 住所  
 氏名 ㊟」を  
 「申請者 住所  
 氏名 」に  
 改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中  
 「㊟」を削る。

(亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実  
 施要綱の一部改正)

第32条 亀岡市障害者自立支援医療特別対  
 策事業実施要綱(平成20年亀岡市告示第17  
 号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第6号様式中  
 「㊟」を削る。

(亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者  
 福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱  
 の一部改正)

第33条 亀岡市医療的ケア児者・重症心身障  
 害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交  
 付要綱(平成31年亀岡市告示第22号)の  
 一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記  
 第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障  
 害児相談支援事業者の指定等に関する要綱の  
 一部改正)

第34条 亀岡市指定特定相談支援事業者及び  
 指定障害児相談支援事業者の指定等に関する  
 要綱(平成24年亀岡市告示第65号)の一  
 部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの  
 規定中「㊟」を削る。

(亀岡市障害者総合支援法利用者負担額減免  
 取扱要綱の一部改正)

第35条 亀岡市障害者総合支援法利用者負  
 担額減免取扱要綱(平成27年亀岡市告示第  
 152号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市身体障害者訪問入浴サービス事業実  
 施要綱の一部改正)

第36条 亀岡市身体障害者訪問入浴サービ  
 ス事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第15  
 3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市意思疎通支援事業実施要綱の一部改正)

第37条 亀岡市意思疎通支援事業実施要綱(平成26年亀岡市告示第66号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

「(注1)氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする事。  
(注2)その他特記事項には専門分野に関することや活動できる時間帯について記載すること。」

を

「(注)その他特記事項には専門分野に関することや活動できる時間帯について記載すること。」

に改める。

別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第38条 亀岡市障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第160号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市障害福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱の一部改正)

第39条 亀岡市障害福祉サービス等利用支援費支給事業実施要綱(平成19年亀岡市告示第49号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付要綱の一部改正)

第40条 亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付要綱(平成6年亀岡市告示第25号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市障害者共同作業所入所訓練事業費補助金交付要綱の一部改正)

第41条 亀岡市障害者共同作業所入所訓練事業費補助金交付要綱(昭和54年亀岡市告示第20号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市障害者サービス事業所等通所交通費助成金交付要綱の一部改正)

第42条 亀岡市障害者サービス事業所等通所交通費助成金交付要綱(平成13年亀岡市告示第41号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成要綱の一部改正)

第43条 亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成要綱(平成13年亀岡市告示第29号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱の一部改正)

第44条 亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱(昭和58年亀岡市告示第51号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「亀岡市重度心身障害者老人健康管理事業対象者認定申請書兼台帳」を「亀岡市重度心身障害老人健康管理事業対象者認定申請書兼台帳」に、

「申請者 住所  
氏名 ㊟」を

「申請者 住所  
氏名 」に

改める。

(亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部改正)

第45条 亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱(平成27年亀岡市告示第50号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市盲導犬導入訓練等補助金交付要綱の一部改正)

第46条 亀岡市盲導犬導入訓練等補助金交付要綱(平成2年亀岡市告示第10号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱の一部改正)

第47条 亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱(令和2年亀岡市告示第205号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市障害者スポーツ活動等社会参加助成金交付要綱の一部改正)

第48条 亀岡市障害者スポーツ活動等社会参加助成金交付要綱(平成17年亀岡市告示第132号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市国民健康保険出産育児一時金受領委任払実施要綱の一部改正)

第49条 亀岡市国民健康保険出産育児一時金受領委任払実施要綱(平成19年亀岡市告示第45号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中

「住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟」を

「住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

(亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱の一部改正)

第50条 亀岡市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱(平成24年亀岡市告示第91号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市住宅改修支援事業助成金交付要綱の一部改正)

第51条 亀岡市住宅改修支援事業助成金交付要綱(平成18年亀岡市告示第61号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱の一部改正)

第52条 亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱(平成12年亀岡市告示第106号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

別記第2号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱の一部改正)

第53条 亀岡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱(平成20年亀岡市告示第157号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱の一部改正)

第54条 亀岡市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱(平成22年亀岡市告示第56号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「㊤」を削る。

(亀岡市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱の一部改正)

第55条 亀岡市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱(平成18年亀岡市告示第129号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱の一部改正)

第56条 亀岡市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱(平成18年亀岡市告示第136号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第9号様式までの規定中「㊤」を削る。

(亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の一部改正)

第57条 亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱(平成29年亀岡市告示第57号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「㊤」を削る。

(亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱の一部改正)

第58条 亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第53号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第4号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業実施要綱の一部改正)

第59条 亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第57号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第4号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正)

第60条 亀岡市予防接種費用助成金交付要綱(平成14年亀岡市告示第46号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱の一部改正)

第61条 亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱(平成31年亀岡市告示第53号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第6号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市妊婦健診費用助成要綱の一部改正)

第62条 亀岡市妊婦健診費用助成要綱(平成20年亀岡市告示第53号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「㊤」を削る。



(亀岡市骨髄ドナー助成金交付要綱の一部改正)

第63条 亀岡市骨髄ドナー助成金交付要綱(平成28年亀岡市告示第47号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削り、「署名」を「氏名」に改める。

(亀岡市ごみ減量化・リサイクル機器購入費補助金交付要綱の一部改正)

第64条 亀岡市ごみ減量化・リサイクル機器購入費補助金交付要綱(平成10年亀岡市告示第44号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市資源ごみ集団回収報奨金交付要綱の一部改正)

第65条 亀岡市資源ごみ集団回収報奨金交付要綱(平成14年亀岡市告示第162号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第6号様式までの規定中「㊤」を削る。

(亀岡市集じん箱等設置事業補助金交付要綱の一部改正)

第66条 亀岡市集じん箱等設置事業補助金交付要綱(平成5年亀岡市告示第6号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第67条 亀岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成4年亀岡市告示第11号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市し尿くみとり手数料徴収員取扱要綱の一部改正)

第68条 亀岡市し尿くみとり手数料徴収員取

扱要綱(平成15年亀岡市告示第170号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市公害防止に関する要綱の一部改正)

第69条 亀岡市公害防止に関する要綱(昭和49年亀岡市告示第27号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市リユース食器利用促進補助金交付要綱の一部改正)

第70条 亀岡市リユース食器利用促進補助金交付要綱(令和2年亀岡市告示第175号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊤」を削る。

(亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部改正)

第71条 亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱(平成25年亀岡市告示第156号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付要綱の一部改正)

第72条 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付要綱(平成22年亀岡市告示第157号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式から別記第6号様式までの規定及び別記第8号様式中「㊤」を削る。

(ガレリアかめおか目的外使用許可取扱要領の一部改正)

第73条 ガレリアかめおか目的外使用許可取扱要領(平成10年亀岡市告示第120号)の一部を次のように改正する。

第4条中「に印鑑証明書を添えて、市長」を「を市長」に改める。

別記第1号様式中  
「申請者 氏名」  
を

「申請者 氏名」  
に改める。

別記第3号様式中  
「使用者  
住所  
氏名」  
を

「使用者  
住所  
氏名」  
に改める。

(亀岡市コミュニティ推進助成要綱の一部改正)

第74条 亀岡市コミュニティ推進助成要綱  
(昭和57年亀岡市告示第22号)の一部を  
次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの  
規定中「㊤」を削る。

(亀岡市自治会等掲示板設置事業等補助金交  
付要綱の一部改正)

第75条 亀岡市自治会等掲示板設置事業等補  
助金交付要綱(平成20年亀岡市告示第38  
号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記  
第4号様式中「㊤」を削る。

(ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱  
の一部改正)

第76条 ふるさと亀岡自治活動応援交付金交  
付要綱(平成30年亀岡市告示第157号)  
の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第4号様式から別  
記第6号様式までの規定中「㊤」を削る。

(亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助  
金交付要綱の一部改正)

第77条 亀岡市交通空白地等地域生活交通事

業補助金交付要綱(平成28年亀岡市告示第  
59号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記  
第5号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要  
綱の一部改正)

第78条 亀岡市交通安全施設整備事業補助金  
交付要綱(平成2年亀岡市告示第50号)の  
一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの  
規定、別記第6号様式及び別記第8号様式  
中「㊤」を削る。

(亀岡市高齢者運転免許証自主返納支援事業  
実施要綱の一部改正)

第79条 亀岡市高齢者運転免許証自主返納支  
援事業実施要綱(平成27年亀岡市告示第  
51号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中  
「㊤」を削る。

(亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱の一部改  
正)

第80条 亀岡市公衆街路灯助成金交付要綱  
(昭和53年亀岡市告示第6号)の一部を次  
のよう改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第  
4号様式及び別記第6号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市自主防災会活動助成金交付要綱の一  
部改正)

第81条 亀岡市自主防災会活動助成金交付要  
綱(平成12年亀岡市告示第41号)の一部  
を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式から別  
記第6号様式までの規定中「㊤」を削る。

(亀岡市自主防災会防災資機材整備事業補助  
金交付要綱の一部改正)

第82条 亀岡市自主防災会防災資機材整備事  
業補助金交付要綱(平成27年亀岡市告示第  
38号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

別記第7号様式中「㊤」を削り、「記入、押印」を「記入して」に改める。

(亀岡市テレビ放送共同受信施設改修事業補助金交付要綱の一部改正)

第83条 亀岡市テレビ放送共同受信施設改修事業補助金交付要綱(昭和59年亀岡市告示第4号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊤」を削る。

(亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第84条 亀岡市辺地共聴施設デジタル化整備事業補助金交付要綱(平成21年亀岡市告示第111号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第4号様式から別記第13号様式までの規定中「㊤」を削る。

(亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱の一部改正)

第85条 亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱(平成24年亀岡市告示第35号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部改正)

第86条 亀岡市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱(平成27年亀岡市告示第167号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式及び別記第6号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市消費生活用製品安全法に基づく事務処理要綱の一部改正)

第87条 亀岡市消費生活用製品安全法に基づく事務処理要綱(平成24年亀岡市告示第69号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱の一部改正)

第88条 亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱(平成29年亀岡市告示第62号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第7号様式、別記第9号様式及び別記第10号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市移住者起業支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第89条 亀岡市移住者起業支援事業補助金交付要綱(平成30年亀岡市告示第56号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第6号様式、別記第8号様式、別記第10号様式から別記第12号様式までの規定、別記第15号様式及び別記第16号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市移住支援金交付要綱の一部改正)

第90条 亀岡市移住支援金交付要綱（令和元年亀岡市告示第135号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

フリガナ	
氏名	㊟

」を

「

フリガナ	
氏名	

」に改める。

別記第3号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱の一部改正)

第91条 亀岡市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和2年亀岡市告示第64号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市農業振興助成金交付要綱の一部改正)

第92条 亀岡市農業振興助成金交付要綱（平成19年亀岡市告示第136号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市農業振興事業資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第93条 亀岡市農業振興事業資金利子補給金交付要綱（昭和43年亀岡市告示第13号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中「代表者氏名 ㊟」を「代表者氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

別記第3号様式の2及び別記第8号様式中「㊟」を削る。

別記第9号様式中「氏名 ㊟」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

別記第10号様式から別記第10号様式の3までの規定及び別記第12号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市農業研修者派遣要領の一部改正)

第94条 亀岡市農業研修者派遣要領（昭和35年亀岡市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市農機具貸付規程の一部改正)

第95条 亀岡市農機具貸付規程（昭和44年亀岡市告示第22号）の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

（亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱の一部改正）

第96条 亀岡市小規模災害復旧事業補助金交付要綱（平成26年亀岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

（亀岡市林業労働者共済事業補助金交付要綱の一部改正）

第97条 亀岡市林業労働者共済事業補助金交付要綱（昭和52年亀岡市告示第64号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊟」を削る。

（亀岡市林業振興及び森林環境対策事業補助金交付要綱の一部改正）

第98条 亀岡市林業振興及び森林環境対策事業補助金交付要綱（平成19年亀岡市告示第150号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

（亀岡市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱の一部改正）

第99条 亀岡市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱（平成30年亀岡市告示第226号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、「記入し、代表者印を押印してください。」を「記入してください。」に改める。

別記第2号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式中

「

ふりがな 氏名	(注2) 印	生年月日	(注3) 捕獲鳥 獣種名 及び捕 獲数	(注4) 狩猟免許			
				種別	番号	交付 年月日	都道府県 知事名
		・ ・				・	
		・ ・				・	
		・ ・				・	
		・ ・				・	
		・ ・				・	
		・ ・				・	
		・ ・				・	
		・ ・				・	
		・ ・				・	

」を

「

ふりがな 氏名	生年月日	(注3) 捕獲鳥獣 種名及び 捕獲数	(注4) 狩猟免許			
			種別	番号	交付 年月日	都道府県 知事名
	・ ・				・	
	・ ・				・	
	・ ・				・	
	・ ・				・	
	・ ・				・	
	・ ・				・	
	・ ・				・	
	・ ・				・	
	・ ・				・	

」に、

「(注2) 鳥獣捕獲事業従事者の場合は、押印は不要です。

(注3) 各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けた捕獲数量の範囲内としてください。

(注4) 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合は、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人の場合は、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日を記入してください。

」を

「(注2) 各従事者又は共同申請者の捕獲数量の合計は、全体として許可を受けた捕獲数量の範囲内としてください。

(注3) 銃器を使用して捕獲等をしようとする場合は、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄に、当該銃器の所持について申請者(法人の場合は、捕獲等に従事する者)が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日を記入してください。

」に改める。

別記第4号様式から別記第6号様式までの規定、別記第8号様式、別記第10号様式及び別記第12号様式中「㊟」を削る。

別記第13号様式中「㊟」を削り、「記入し、代表者が押印してください。」を「記入してください。」に改める。

別記第14号様式及び別記第15号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付要綱の一部改正)

第100条 亀岡市地域鳥獣捕獲活動補助金交付要綱(令和2年亀岡市告示第46号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市狩猟免許取得支援補助金交付要綱の一部改正)

第101条 亀岡市狩猟免許取得支援補助金交付要綱(平成19年亀岡市告示第118号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市里山再生整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第102条 亀岡市里山再生整備事業補助金交付要綱(平成30年亀岡市告示第154号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市創業支援助成金交付要綱の一部改正)

第103条 亀岡市創業支援助成金交付要綱(平成27年亀岡市告示第54号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部改正)

第104条 亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱(昭和41年亀岡市告示第12号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱の一部改正)

第105条 亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱(昭和47年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「氏名 ㊤」を

「氏名 」に改める。

(亀岡市商工業振興公共下水道助成金交付要綱の一部改正)

第106条 亀岡市商工業振興公共下水道助成金交付要綱(平成19年亀岡市告示第2号)

の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊤」を削る。

(亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付要綱の一部改正)

第107条 亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付要綱(平成26年亀岡市告示第245号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市光秀(シャチホコ)広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱の一部改正)

第108条 亀岡市光秀(シャチホコ)広場にぎわいイベント支援補助金交付要綱(平成29年亀岡市告示第67号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

(土地譲渡益重課税制度及び超短期重課税制度に係る優良宅地認定事務取扱要綱の一部改正)

第109条 土地譲渡益重課税制度及び超短期重課税制度に係る優良宅地認定事務取扱要綱(昭和49年亀岡市告示第33号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定等事務取扱要綱の一部改正)

第110条 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定等事務取扱要綱(昭和49年亀岡市告示第34号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市公共基準点管理保全要綱の一部改正)

第111条 亀岡市公共基準点管理保全要綱(平成19年亀岡市告示第42号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式から別記第6号様式までの規定、別記第8号様式及び別記第10号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市準市道認定基準要綱の一部改正)

第112条 亀岡市準市道認定基準要綱(平成29年亀岡市告示第68号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市認定外道路凍結防止剤購入費補助金交付要綱の一部改正)

第113条 亀岡市認定外道路凍結防止剤購入費補助金交付要綱(平成19年亀岡市告示第41号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市開発登録簿閲覧規程の一部改正)

第114条 亀岡市開発登録簿閲覧規程(平成28年亀岡市告示第250号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(亀岡市都市計画提案手続に関する要綱の一部改正)

第115条 亀岡市都市計画提案手続に関する要綱(平成27年亀岡市告示第42号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

「  
1 氏名を記載し、押印することに代えて、本人が自署することができます。  
2 連名で計画提案を行う場合は、代表者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。  
3 法人又は団体が計画提案を行う場合は、提案者の住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄には名称及び代表者の氏名を記入し、押印欄には代表者印を押印してください。」を

「  
1 連名で計画提案を行う場合は、代表者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。  
2 法人又は団体が計画提案を行う場合は、提案者の住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄には名称及び代表者の氏名を記入してください。」に改める。

別記第10号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市景観形成助成金交付要綱の一部改正)

第116条 亀岡市景観形成助成金交付要綱(平成27年亀岡市告示第44号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第4号様式、別記第6号様式、別記第7号様式及び別記第9号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市土地区画整理事業補助金交付要綱の一部改正)

第117条 亀岡市土地区画整理事業補助金交付要綱(平成8年亀岡市告示第126号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市開発公園整備事業補助金交付要綱の一部改正)

第118条 亀岡市開発公園整備事業補助金交付要綱(昭和62年亀岡市告示第40号)の一部を次のように改正する。



別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第7号様式及び別記第9号様式中「㊤」を削る。

(わがまちの花づくり推進事業補助金交付要綱の一部改正)

第119条 わがまちの花づくり推進事業補助金交付要綱（平成19年亀岡市告示第44号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊤」を削る。

(かめおか桜守認定制度実施要綱の一部改正)

第120条 かめおか桜守認定制度実施要綱（平成30年亀岡市告示第8号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市営住宅家賃の減免及び徴収猶予取扱要綱の一部改正)

第121条 亀岡市営住宅家賃の減免及び徴収猶予取扱要綱（平成5年亀岡市告示第43号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市営住宅高額所得者明渡事務処理要綱の一部改正)

第122条 亀岡市営住宅高額所得者明渡事務処理要綱（平成24年亀岡市告示第34号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市営住宅迷惑行為等措置要綱の一部改正)

第123条 亀岡市営住宅迷惑行為等措置要綱（平成25年亀岡市告示第171号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部改正)

第124条 亀岡市木造住宅耐震診断士派遣事

業実施要綱（平成18年亀岡市告示第123号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の一部改正)

第125条 亀岡市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱（平成28年亀岡市告示第205号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「氏名 ㊤」を  
「氏名 」に改める。

別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第8号様式中「㊤」を削る。

別記第9号様式中

「補助決定者 住所  
氏名 ㊤」

を

「補助決定者 住所  
氏名 」

に改める。

別記第11号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第126条 亀岡市住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱（平成31年亀岡市告示第60号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第8号様式中「㊤」を削る。

別記第9号様式中

「氏名 ㊤」を  
「氏名 」に改める。

別記第11号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の一部改正)

第127条 亀岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱（平成31年亀岡市告

示第61号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「(宛先) 亀岡市長

住 所

フリガナ

氏 名

㊟」を

「(宛先) 亀岡市長

住 所

フリガナ

氏 名

」に改める。

別記第3号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第8号様式、別記第9号様式及び別記第11号様式中「㊟」を削る。

(平成25年台風第18号災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第128条 平成25年台風第18号災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱(平成25年亀岡市告示第192号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第129条 大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱(平成26年亀岡市告示第235号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第130条 亀岡市被災者住宅修繕等支援事業補助金交付要綱(平成30年亀岡市告示第216号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱の一部改正)

第131条 亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第66号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中

「(使用者)

住所

フリガナ

氏名

㊟」を

「(使用者)

住所

フリガナ

氏名

」に改める。

別記第3号様式中

「氏名 ㊟」を

「氏名 」に改める。

別記第5号様式、別記第6号様式、別記第8号様式及び別記第10号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱の一部改正)

第132条 亀岡市飲用水水質検査費補助金交付要綱(平成24年亀岡市告示第67号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第2号様式中

「氏名 ㊟」を

「氏名 」に改める。

別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱の一部改正)

第133条 亀岡市小規模水道配水施設更新事業費補助金交付要綱(令和元年亀岡市告示第176号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

別記第4号様式中

「代表者名 ㊟」を

「代表者名 」に改める。

別記第6号様式、別記第7号様式、別記第9号様式及び別記第11号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市消防団協力事業所表示制度実施要綱の一部改正)

第134条 亀岡市消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成26年亀岡市告示第37号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この告示の実施の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

亀岡市告示第63号

亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付要綱(昭和51年亀岡市告示第17号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第1号中「1,000,000円」を「500,000円」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第64号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
亀岡市市税  
(市府民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和3年4月1日から  
令和3年12月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第66号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 受託者  
京都市下京区西七条掛越町65番地  
公益社団法人京都府獣医師会  
会長理事 清水 弘司
- 2 委託した徴収事務  
狂犬病予防注射済票交付事務手数料
- 3 委託期間  
令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第67号

亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の飼い主のいない猫の増加を防止し、良好な生活環境を確保するため、猫の避妊・去勢手術（以下「避妊手術等」という。）を受けさせる者に対し、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で猫避妊・去勢手術補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避妊・去勢手術 獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する免許を有する獣医師（以下「獣医師」という。）による雌の卵巢若しくは卵巢及び子宮の両方を摘出する手術又は雄の精巣を摘出する手術をいう。
- (2) 飼い猫 市内において飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (3) 飼い主のいない猫 市内に生息する飼い猫以外の猫をいう。
- (4) 耳カット施術 避妊手術等が済んでいることを識別するため獣医師による飼い主のいない猫の片方の耳をV字カットする施術をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち猫の販売業を営む者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 亀岡市内に住所を有している者
- (2) 市税を滞納していない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助の対象となる経費は、猫の避妊・去勢手術及び耳カット施術に要する費用（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、当該対象となる猫が手術に至らなかった場合の診察に係る費用又は処置費用等については、対象外とする。

2 補助金の額は、猫1匹につき5,000円とする。ただし、支払った補助対象経費の額が補助金の額を下回る場合は、当該支払った補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猫の避妊・去勢手術を実施する前に、運転免許証、健康保険証その他の申請者本人であることが確認できる書類を提示した上、亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 猫の正面及び全身の写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、猫に避妊・去勢手術を受けさせたときは、前条の通知を受けた日から起算して60日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、亀

岡市猫避妊・去勢手術補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 猫の避妊・去勢手術における領収書又はその写し
- (2) 飼い主のいない猫は、耳カット施術後の写真

（補助金交付額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、亀岡市猫避妊・去勢手術補助金確定通知書（別記第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、亀岡市猫避妊・去勢手術補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第68号

亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第58号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第2号中「35,000円」を「17,000円」に、「210,000円」を「102,000円」に改める。

別記第1号様式中「㊤」を削り、「35,000円」を「17,000円」に、「210,000円」を「102,000円」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱第4条の規定は、令和3年4月1日以降に交付申請のあった補助金について適用し、令和3年3月31日以前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

「揭示済」

## 亀岡市告示第69号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、令和3年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 一般廃棄物の処理量の見込み

## (1) ごみ

ア 燃やすごみ	18,471 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	1,856 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	391 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	238 t / 年
(イ) ビン類	471 t / 年
(ウ) ペットボトル	136 t / 年
(エ) スプレー缶	24 t / 年
(オ) プラスチック製容器包装	737 t / 年
(カ) 使用済小型家電	32 t / 年
(キ) 使用済乾電池	13 t / 年
(ク) 廃蛍光管	3 t / 年
(ケ) 生ごみ・食用油	4 t / 年
(コ) 新聞・雑誌・段ボール・古布	1,868 t / 年
(2) 犬、猫等の死体	325体 / 年
(3) し尿及び汚泥	
ア し尿	4,920kl / 年
イ 浄化槽汚泥	4,488kl / 年

\* 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。

\* 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社 (委託、以下同じ) (株)カンボ	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神戸 沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場(委託、 以下同じ)
	事業系	許可業者※下記のとおり		
埋立てごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社	/	埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡(直 営、以下同じ)
		許可業者		
粗 大 ご み	可燃性	家庭系	破碎/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡、 焼却/桜塚クリーンセンター	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、大阪湾広域臨海 環境整備センター神戸 埋立処分場及び大阪 沖埋立処分場
		事業系		
	不燃性	家庭系	資源化/民間処理施 設(委託、以下同じ)	残渣埋立/民間最終処 分場、エコビ <sup>ア</sup> 亀岡
		許可業者		
資源ごみ	カン類	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、資源化/民間処理 施設
	ビン類	(公財)亀岡市環境事業公社	選別/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、資源化/公益財団 法人日本容器包装リ サイクル協会(委託、以下 同じ)・民間処理施設
	ペットボトル	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	資源化/民間処理施設
		委託業者		
	スプレー缶	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、資源化/民間処理 施設
	プラスチック製 容器包装	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、焼却/桜塚クリーン センター、資源化/公益財団 法人日本容器包装リ サイクル協会
	使用済小型家電	委託業者	/	資源化/民間処理施設
	使用済乾電池・ 使用済充電式電 池	(公財)亀岡市環境事業公社	/	資源化/民間処理施設
	廃蛍光管	委託業者	/	資源化/民間処理施設
	使用済インク カートリッジ	協定締結業者	/	資源化/民間処理施設
	生ごみ・食用油	民間業者	/	/
	新聞・雑誌・段 ボール・古布	民間業者	/	/

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田産業(株)、(株)カンボ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業



(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)亀岡市環境事業公社、南丹清掃(株)(委託)	脱水・焼却／京都中部クリーンセンター	残渣埋立／大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) こどもたちに美しいふるさと亀岡を残すための活動の支援

ア ごみ減量・資源化の市民活動を支援する体制の充実

- (ア) 美化活動や環境保全活動に取り組む団体や地域コミュニティの支援
- (イ) 地域のコミュニティなどによる資源化・分別排出の取り組みの支援

イ 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

- (ア) 環境配慮型イベントの推進
- (イ) 環境学習の場の提供
- (ウ) 小中学校における環境教育の強化
- (エ) 就学前教育の充実

ウ ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

- (ア) 誰もがわかるごみ分別情報の提供
- (イ) 環境ポスター・標語等の募集
- (ウ) 高齢者等のごみだし困難世帯の見守り支援

(2) 2R（リデュース／排出抑制、リユース／再使用）の強化

ア 生活系ごみの2Rに向けた取り組み

- (ア) 家庭から排出される食品廃棄物などの減量
- (イ) 環境家計簿の普及拡大
- (ウ) ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣の普及に向けた環境の整備
- (エ) 不用品交換会の実施

イ 事業系ごみの2Rに向けた取り組み

- (ア) 市役所の事業系一般廃棄物管理票の導入
- (イ) 排出者責任を浸透させる啓発活動
- (ウ) 事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）の義務化（条例制定など）の検討
- (エ) 環境マネジメントシステムの導入支援
- (オ) 多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討
- (カ) 紙ごみ搬入禁止（条例制定など）の検討
- (キ) クリーンセンターにおける搬入指導の実施
- (ク) 事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握

- (ケ) 事業者から排出される食品廃棄物減量の取り組み
  - (3) 取り組みやすい資源化システムの構築
    - ア 市民が取り組みやすい資源化システムの構築
      - (ア) 公共施設における拠点回収の拡充
      - (イ) 事業者が提供する資源ごみ回収拠点の支援
      - (ウ) イベント回収の実施
    - イ 事業者が取り組みやすい資源化システムの構築
      - (ア) 事業者による古紙の資源化の拡大
      - (イ) 剪定枝等の堆肥化の推進
    - ウ 中間処理等の充実による資源化システムの構築
      - (ア) 中間処理施設（民間）の活用による資源回収
      - (イ) 焼却灰のリサイクルの検討
      - (ウ) 生ごみ等のバイオマス利用の検討
      - (エ) 剪定枝や落葉等の堆肥化の推進
  - (4) ごみの適正処理に向けた体制・仕組みの整備
    - ア 収集・運搬体制の充実に向けた取り組み
      - (ア) 生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続
      - (イ) 収集体制等の効率化
    - イ 受益者負担の適正化の取り組み
      - (ア) 事業系のごみ処理手数料の見直し
      - (イ) 家庭系のごみ処理手数料（亀岡市指定ごみ袋の料金含む。）の見直し
    - ウ 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備
      - (ア) 適正処理困難物に対する体制の整備
      - (イ) 廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備
    - エ 最終処分体制の充実に向けた取り組み
      - (ア) 第3期大阪湾フェニックス計画への参加
    - オ 計画の着実な履行に向けた取り組み
      - (ア) ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
  - (5) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の強化
    - ア 不法投棄対策の強化
      - (ア) 不法投棄に対する監視活動の強化
      - (イ) 捜査機関などの関係機関との連携強化
    - イ 災害廃棄物対策の点検・見直し
      - (ア) 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
      - (イ) 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）
- 関連施設の概要
- ア 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6 h）

ビン類：ストックヤード（カレット）208.8 m<sup>3</sup>（W24m×L6m×H1.45m）

プラスチック製容器包装：ストックヤード 222.39 m<sup>2</sup>

ペットボトル：ストックヤード 38.91 m<sup>2</sup>

使用済小型家電：ストックヤード 32.89 m<sup>2</sup>

イ 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9 t／5 h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすごみ	家庭系	12,577 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
		2,500 t	南丹市及び京丹波町全域	船井郡衛生管理組合より搬入	週1回	
	事業系	5,451 t	市内全域	戸別	随時	
埋立てごみ	家庭系	1,573 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（埋立処分場）
粗大ごみ	可燃性	185 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡（破碎処理施設）
	不燃性	70 t		戸別	随時	エコトピア亀岡（保管施設）
資源ごみ	カン類	238 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（資源化施設及び保管施設）
	ビン類	471 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	ペットボトル	136 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
				拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶	24 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（資源化施設及び保管施設）
	プラスチック製容器包装	737 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡（保管施設）
	使用済小型家電	32 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡（保管施設）
	使用済乾電池	13 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡（保管施設）
	廃蛍光管	3 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	生ごみ・食用油	4 t	—	戸別	随時	民間処理施設
	新聞・雑誌・段ボール・古布	1,868 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	連続燃焼式
	公称能力	120 t / 日 (60 t / 炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	12,577 t / 年
	許可業者	5,451 t / 年
	船井郡衛生管理組合	2,500 t / 年
	その他	978 t / 年
残渣の量及び処分方法		2,600 t / 年(海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量である。

6 最終処分計画

(1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740㎡
	埋立容量	77,920㎡
	残余容量	21,349㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,542 t / 年
	許可業者	31 t / 年
	その他	349 t / 年
年間埋立容量		3,108㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

(2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,600 t / 年

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蕨田野町の各一部又は全部	72,550人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,697人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	7,921人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	51人
浄化槽	市内全域	6,259人
その他（委託業者）	市内全域	2,587人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	4,920k1/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,488k1/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	京都中部クリーンセンター
	所在地	南丹市八木町室河原大見谷47番地
	処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理＋焼却
	公称能力	94k1/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	4,920k1/年
	許可業者	4,488k1/年
残渣の発生量及び処分方法		60 t（海面埋立処分）

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター（農業集落排水処理施設）
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	276m <sup>3</sup> /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36 t（三重県の民間業者に委託）

## ウ 最終処分計画

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	60 t /年

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	36 t /年

「揭示済」

## 亀岡市告示第70号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
セブーンイレブン亀岡余部店	亀岡市余部町天神又8-6	22-7665
ローソングレリアかめおか前店	亀岡市余部町樋又82番1号	22-2505
NPO 法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	亀岡市余部町樋又61番地	25-5399
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
セブーンイレブン亀岡駅前店	亀岡市追分町大堀54番1	22-2525
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
(同) 西友亀岡店	亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
㈱マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
セブーンイレブンハートインJR亀岡駅改札口店	亀岡市追分町谷筋1番地1	29-2732

会社名等	住 所	電話番号
ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5	21-1226
㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
(有)マルセン河原町店	亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機㈱本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
㈱栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
協同組合 亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンリテール㈱イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
セブン-イレブン亀岡中矢田店	亀岡市古世町芝原42-1	25-1185
(有)桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
㈱アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
ファミリーマート亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	21-0500
㈱サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
矢田の里	亀岡市下矢田町君塚16	21-0154
(有)桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
㈱マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
ミヅツラ電器	亀岡市旅籠町31番地	22-5856
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
加地荒物店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
㈱くらしの店丹和	亀岡市安町17番地	22-4147
マンマル産業㈱	亀岡市安町25番地	22-0572
㈱ハートフレンドフレスコ亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89	29-6801
ライス&リカー亀岡店	亀岡市東別院町鎌倉見立24-178	27-3838
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
きく屋	亀岡市西別院町柚原北谷9番地	27-2253
上田食品店	亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
セブン-イレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚22番地1	22-7721
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都先端科学大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市蕨田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市蕨田野町奥条門田36番地	23-2076
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市蕨田野町佐伯大門30番地1	24-2596
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市蕨田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
蕨田野町自治会	亀岡市蕨田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088

会社名等	住 所	電話番号
ファミリーマート亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4	26-6000
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎田23番地	26-3012
奥村酒店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
西田食品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3	26-6055
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1	26-2504
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1	22-7571
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
(株)マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号	24-7234
シミズ薬品(株)ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
(株)おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477
全国農業協同組合連合会京都府本部 農業の店亀岡	亀岡市大井町並河2丁目1番6号	25-8020
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号	29-5979
セブン-イレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
(株)ユニス セブン-イレブン亀岡大井店	亀岡市大井町並河2丁目29番5号	23-0704
(株)さとう フレッシュバザール亀岡大井店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
ディスカウントドラッグコスモス大井店	亀岡市大井町並河堂又24番地	21-1030
ドラッグユタカ亀岡並河店	亀岡市大井町並河前脇30番地	29-1365
(有)プレミアム セブン-イレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目4番15号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
(株)マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
(株)サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2	21-2350
クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14	21-1060
BOOKOFF京都亀岡店	亀岡市千代川町小林北ン田67-1	29-4862
(株)さとう フレッシュバザール亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田44	22-1000
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
ローソン亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
(有)橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原原上六反田9番地1	22-0120



会社名等	住 所	電話番号
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
ファミリーマート亀岡保津町店	亀岡市保津町下大年3番57	21-1057
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143
かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目52番地	22-0278
セブン-イレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブン-イレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
ファミリーマート亀岡篠町店	亀岡市篠町馬堀広道13-1	21-3960
スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
(株)マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
ローソン亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3	29-2005
(株)石野商店	亀岡市篠町柏原町頭45番地	22-0746
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くすり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
(有)隅田農園 隅田酒店	亀岡市篠町篠上中筋28番29番合地	22-0116
(株)スギ薬局ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232
ローソン亀岡頼政塚店	亀岡市篠町浄法寺中村26番地1	20-8621
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村39番地1	29-2625
(株)ハートフレンドフレスコ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1	29-6661
ローソン亀岡つつじヶ丘店	亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷28-1	21-1870
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
(株)酒井商店広田店	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
(株)酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
(株)サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
(有)桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
(株)黒川西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目24番1号	22-0077
(有)ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
(株)マツモトピアタウン店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

亀岡市告示第71号

亀岡市後期高齢者人間ドック健康診断補助金交付要綱及び亀岡市国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診断補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市後期高齢者人間ドック健康診断補助金交付要綱及び亀岡市国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診断補助金交付要綱の一部を改正する告示

(亀岡市後期高齢者人間ドック健康診断補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀岡市後期高齢者人間ドック健康診断補助金交付要綱(平成20年亀岡市告示第166号)の一部を次のように改正する。

第1条中「被保険者」の次に「(以下「被保険者」という。)」を加える。

第4条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 京都府後期高齢者医療広域連合の被保険者であり、亀岡市に住所を有している者(特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を除く。)

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一年度内に健診又は市が実施する健康診査を受診した者は、補助金の交付の対象としない。

第5条中「健診に要する費用額の10分の7以内」を「1人につき12,000円」に

改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、健診に要する費用の額が補助金の交付額を下回る場合は、当該健診に要する費用の額とする。

第6条第2項を削る。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診断補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀岡市国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診断補助金交付要綱(平成4年亀岡市告示第99号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を削る。

第6条第1項中「補助金の交付を受けようとする者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加える。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊤」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第72号

亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱及び亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱及び亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の一部を改正する告示

(亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱(平成27年亀岡市告示第49号)の一部を次のように改正する。

第10条中「亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実績報告書(別記第3号様式)」を「別に定める実績報告書」に、「、別表に」を「、市長が別に」に改める。

別表を削る。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

「

そ の 他	障害支援区分等の状況	
-------	------------	--

」

を

「

障害支援区分	なし・1・2・3・4・5・6
--------	----------------

」

に改める。

別記第3号様式を削る。

(亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱(平成27年亀岡市告示第48号)の一部を次のように改正する。

第9条中「亀岡市日中一時支援・生活サポート事業実績報告書(別記第3号様式)」を「別に定める実績報告書」に、「、別表に」を「、市長が別に」に改める。

別表を削る。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

「

そ の 他	障害支援区分等の状況	
-------	------------	--

」

を

「

障害支援区分	なし ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6
--------	----------------------------

」

に改める。

別記第2号様式中

「

可（集団対応・個別対応） ・ 否
------------------

」を

「

可 ・ 否
-------

」に改める。

別記第3号様式を削る。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第73号

亀岡市介護人材確保事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市介護人材確保事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、介護人材の育成及び確保を推進し、介護保険制度の安定的な運営に資するため、介護職の資格取得等に係る費用の一部に対し、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で亀岡市介護人材確保事業助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、申請時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 亀岡市内に居住し、住民基本台帳に記載されている者
- (2) 亀岡市内の介護保険サービスを提供する事業所(以下「介護サービス事業所」という。)に勤務する者

(対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、次の各号に掲げる研修(修了したものに限り。)又は試験(以下「研修等」という。)の受講料又は受験料(以下「受講料等」という。)とする。

- (1) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定

する介護職員初任者研修

- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することを目的とした実務者研修
- (3) 介護福祉士国家試験
- (4) 都道府県が指定する介護支援専門員実務研修受講試験
- (5) 都道府県が指定する介護支援専門員実務研修(助成金の額)

第4条 助成金の額は、研修等1件につき対象経費の実支出額(他の制度により、対象経費に対する助成を受ける場合は、当該助成額を控除した額)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、50,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、研修等の終了日から起算して1年以内に亀岡市介護人材確保事業助成金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修の修了又は受験を確認できる書類等の写し
- (2) 対象経費を支払ったことを確認できる書類等の写し
- (3) 申請者が第2条第2号に該当する者の場合は、亀岡市内の介護サービス事業所に現に勤務していることを確認できるもの(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、亀岡市介護人材確保事業助成金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するも

のとする。

(請求及び交付)

第7条 申請者は、前条の規定による助成金交付決定通知を受けたときは、市長に請求書を提出するものとし、市長は、これに基づき速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が虚偽の申請その不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第74号

亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱（平成26年亀岡市告示第219号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「次条第1号の一般不妊治療費助成事業（人工授精を除く。）及び次条第2号の不妊症治療費助成事業（第4号において「医療保険適用対象事業」という。）にあつては、」を削る。

第5条に次の2項を加える。

3 市長は、申請者が婚姻の届出をしていない者であった場合、申請者及び申請者と事実上婚姻関係にある者の戸籍謄本、続柄が記載された住民票の写し及び事実婚関係に関する申立書（別記第2号様式の3）を提出させることにより、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 診療期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに第1項に掲げる亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付申請書及び医療機関証明書を市長に提出しなければならない。

別記第1号様式中「㊟」を削り、

「

2 人工授精に係る助成を申請する場合

法律上の夫婦であることを証明できる書類（戸籍謄本等）を添付するか、下記の欄に記入してください。

同意欄

本申請の審査に必要な範囲で、住民基本台帳に関する公簿を閲覧し、調査することに同意します。

氏名.....

○医療機関の証明書等報告内容を京都府へ報告を行う事に関する説明書

この助成金は、限られた公費予算から支出を行っています。

また、京都府からの補助金の交付を受け実施しており、公費の支出を検証するために必要な事項を京都府に対し報告します。なお、情報の取扱いには、十分留意し、プライバシーは厳守します。

」を

「 2 (1) 法律上の婚姻関係にある場合  
法律上の夫婦であることを証明できる書類（戸籍謄本等）を添付するか、下記の欄  
に記入してください。

同意欄

本申請の審査に必要な範囲で、住民基本台帳に関する公簿を閲覧し、調査することに同意します。

氏名

(2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある場合  
事実上婚姻関係にある二者の戸籍謄本、続柄が記載された住民票の写し及び事実婚  
関係に関する申立書（第2号様式の3）を添付してください。

○医療機関の証明書等報告内容を京都府へ報告を行う事に関する説明書

この助成金は、限られた公費予算から支出を行っています。

また、京都府からの補助金の交付を受け実施しており、公費の支出を検証するために必要事項を京都府に対し報告します。なお、情報の取扱いには、十分留意し、プライバシーは厳守します。

※診療期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとにこの申請書を作成してください。

」に

改める。

別記第2号様式の1中

「 ※院外処方がある場合は、医療機関と薬局それぞれに証明書を作成してください。

」を

「 ※院外処方がある場合は、医療機関と薬局それぞれにこの証明書を作成してください。

※診療期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとにこの証明書を作成してください。

※複数の医療機関を受診している場合は、医療機関ごとにこの証明書を作成してください。」に

」に

改める。

別記第2号様式の2の次に次の1様式を加える。

【別記様式 省略】

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以降に終了した治療について適用し、令和3年3月31日以前に終了した治療については、なお従前の例による。

「揭示済」



亀岡市告示第75号

亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第154号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「所得水準にあること。」の次に「（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）」を加える。

第5条第2項第3号を削る。

第7条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1項ずつ繰り上げる。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施し、令和3年3月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の亀岡市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に対象講座の受講を開始した対象者について適用し、この要綱の実施の前に対象講座の受講を開始した対象者については、なお従前の例による。

3 受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該申請者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後

婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該申請者の子の戸籍謄本及び当該申請者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

- 4 この要綱の実施の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 5 この要綱の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

亀岡市告示第76号

亀岡市養育費に関する公正証書等作成促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市養育費に関する公正証書等  
作成促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費の取決めを行うひとり親（配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）に対し、養育費に関する公正証書等の作成に係る経費について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において亀岡市養育費に関する公正証書等作成促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。
- (2) 公正証書等 強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、和解調書、調停調書、家事審判書等の債務名義をいう。
- (3) 児童 20歳に満たない者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、申請時において、ひとり親であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (4) 過去に同一の児童に対する公正証書等の

作成に係る補助金の交付を受けていない者（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する経費（本人が負担する費用に限る。）のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の総額又は50,000円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市養育費に関する公正証書等作成促進事業補助金交付申請（請求）書（別記第1号様式）を、公正証書等を作成した日（令和3年4月1日以降の日に限る。）の翌日から起算して6箇月以内に、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
  - (2) 当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親が児童扶養手当受給者の場合）
  - (3) 補助対象経費の領収書等
  - (4) 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。以下同じ。）
  - (5) その他市長が必要と認めるもの
- (交付決定及び交付)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市養育費に関する公正証書

等作成促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、亀岡市養育費に関する公正証書等作成促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するとともに、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第77号

令和2年度亀岡市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年亀岡市告示第140号）は、廃止する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第78号

亀岡市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年亀岡市告示第157号）は、廃止する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第79号

亀岡市母子家庭等自立支援高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第155号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「所得水準にあること。」の次に「（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）」を加える。

第4条第1項第2号中「平成30年4月1日より、」を削り、「通算36月」を「通算48月」に改め、「支給するものとする。」の次に「（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。）」を加える。

第5条第1項第1号中「、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の



適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

- 4 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が1,250,000円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
- 5 この要綱の実施の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 6 この要綱の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

亀岡市告示第80号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託先

名 称	所在地
株式会社 やまざき商店	亀岡市北町19番地
有限会社 さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社 南丹社	亀岡市安町小屋場61番地3
BOOKS はあぶ	亀岡市追分町馬場通21番地15
一般社団法人 亀岡市観光協会	亀岡市追分町谷筋25番地30

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金  
「亀岡の行事と行事食」

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市内の町の区域を設定し、並びに町の区域及び名称を変更する。

なお、その効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による南丹都市計画事業 亀岡駅北土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から生じる。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更調査

町	地	番	付	記
追分町一本木	1	1		
"	1	2		
"	1	3		
"	2			
"	3			
"	4			
"	5	1		
"	5	2		
"	6	1		
"	6	2		
"	6	3		
"	6	4		
"	7	1		
"	7	2		
"	7	3		
"	8	1		
"	8	2		
"	9	1		
"	9	2		
"	10	1		
"	10	2		
"	11	1		
"	11	2		
"	12	1		
"	12	2		
"	13	1		
"	13	2		
"	13	3		
"	14	1		

町	地	番	付	記
追分町一本木	14	2		
"	15	1		
"	15	2		
"	15	3		
"	15	4		
"	15	5		
"	16	1		
"	16	2		
"	17	1		
"	17	2		
"	17	3		
"	17	4		
"	17	5		
"	17	6		
"	18			
"	19			
"	20	1		
"	20	2		
"	21			
"	22			
"	23			
"	24			
"	25			
"	25	2		
"	26	2		
"	26	4		
"	27	1		
"	27	2		
"	28	1		
"	28	2		
"	28	4		

町	地番	付記
追分町下島	11の4	
"	11の5	
"	11の6	
"	12の1	
"	12の2	
"	12の3	
"	12の4	
"	12の5	
"	12の6	
"	12の7	
"	12の8	
"	13の1	
"	13の2	
"	14	
"	15の1	
"	15の2	
"	16の1	
"	16の2	
"	17	
"	18の1	
"	18の2	
"	18の3	
"	18の4	
"	19の1	
"	19の2	
"	19の3	
"	19の4	
"	19の5	
"	20の1	
"	20の3	一部
"	21の3	

町	地番	付記
追分町一本木	28の5	
"	28の6	
"	28の7	
"	31の1	
"	31の2	
"	32の1	
"	32の3	
"	33の1	
"	33の3	
"	33の4	
"	33の5	
"	44の1	
追分町下島	4	
"	4の3	
"	4の4	
"	5	
"	6	
"	6の3	
"	7	
"	7の3	
"	8の5	
"	8の6	
"	8の7	
"	8の8	
"	9	
"	9の3	
"	10の1	
"	10の2	
"	11の1	
"	11の2	
"	11の3	



町	地番	付記
追分町下島	34の4	一部
追分町谷筋	1	
"	1の2	
"	1の3	
"	1の11	
"	2	
"	2の2	
"	2の3	
"	3	
"	3の2	
"	3の3	
"	4	
"	4の2	
"	4の3	
"	7	
"	7の2	
"	7の3	
"	7の4	
"	8	
"	8の2	
"	8の3	
"	8の4	
"	9	
"	9の2	
"	9の3	
"	10	
"	10の2	
"	10の3	
"	10の4	
"	10の5	
"	10の6	

町	地番	付記
追分町下島	21の4	
"	21の5	
"	21の10	一部
"	21の11	"
"	21の12	
"	21の13	
"	21の14	
"	21の15	
"	22の3	
"	23の1	一部
"	23の11	"
"	24の1	
"	24の2	
"	25の1	
"	25の2	
"	26の1	
"	26の2	
"	26の3	
"	27の1	
"	27の2	
"	28の1	
"	28の2	
"	29の1	
"	29の2	
"	30	
"	31の1	
"	31の2	
"	32の2	
"	32の4	一部
"	32の5	
"	33の1	一部

町	地番	付記
追分町中河原	13の1	
	14	
	14の1	
	14の2	
	15	
	15の1	
	15の2	
	15の3	
	15の4	
	15の5	
	16の1	
	16の2	
	16の3	
	16の4	
	17	
	17の2	
	17の3	
	17の5	
	17の6	
	18	
18の19		
19の1		
19の5		
22		
22の4		
23		
23の2		
23の3		
23の5		
24		
24の1		

町	地番	付記	
追分町谷筋	11		
	11の2		
	12の2		
	12の3		
	12の4		
	12の5		
	13の1		
	13の2		
	13の3		
	14の1		
	14の2		
	21の3		
	38の2		
	追分町中河原	1	一部
		2	"
		3	
		3の1	
		4	
		5	
		6	
7			
8			
9の1			
9の2			
10			
11の1			
11の2			
12			
12の1			
12の2			
13			

町	地番	付記
余部町清水	53の3	一部
"	54の1	"
古世町向嶋	3	
"	3の4	
"	4の2	
"	4の8	
"	5の2	
"	5の3	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもつて亀岡駅北一丁目を設定する。

町	地番	付記
追分町中河原	1	一部
"	2	"
"	29の1	"
追分町八ノ坪	33	"
"	33の7	"
"	34の1	"
"	34の6	"
"	34の7	"
余部町清水	10	
"	17の1	
"	21	
"	22	
"	23	
"	24	
"	25	一部
"	26の3	
"	26の4	
"	26の10	
"	26の14	

町	地番	付記
追分町中河原	24の2	
"	24の3	
"	25	
"	28の1	
"	28の2	
"	29の1	一部
追分町八ノ坪	31の1	
"	31の11	
"	32	
"	32の1	
"	32の2	
"	33	一部
"	33の3	
"	33の7	一部
"	33の8	"
"	33の12	"
"	34の1	"
"	34の6	"
保津町下中島	4の4	
"	5の1	
"	6の1	
"	6の2	
"	7の1	
"	7の2	
"	7の3	
"	7の4	
"	7の5	
"	12の1	
余部町清水	40の1	一部
"	52の1	"
"	53の1	"

町	地番	付記
"	38の4	
"	38の5	
"	38の6	一部
"	38の7	
"	38の8	一部
"	39の1	
"	39の2	
"	39の8	
"	39の9	一部
"	39の10	"
"	39の11	"
"	39の20	"
"	40の1	"
"	40の2	
"	40の3	
"	40の5	一部
"	41の1	
"	41の2	
"	41の3	
"	42の1	
"	42の2	
"	42の3	
"	43の1	
"	43の2	
"	43の3	
"	44	一部
"	44の3	"
"	47の1	
"	47の2	
余部町清水	48の1	
"	48の2	

町	地番	付記
余部町清水	27	
"	27の3	
"	27の5	
"	28	
"	28の3	
"	28の5	
"	29の1	
"	29の2	
"	29の3	
"	29の5	
"	29の7	
"	35	
"	35の4	
"	35の5	
"	35の7	
"	35の9	一部
"	35の10	
"	36	
"	36の1	
"	36の4	
"	36の5	
"	36の6	
"	36の7	一部
"	36の8	
"	37	
"	37の3	
"	37の4	
"	37の5	一部
"	37の6	
余部町清水	38	
"	38の3	

町	地番	付記
"	49	一部
"	50の1	
"	50の2	
"	51	一部
"	51の3	
"	52の1	一部
"	52の2	
"	53の1	一部
"	53の2	
"	53の3	一部
"	54の1	"
"	54の2	
"	96の1	一部
"	96の2	"
"	97の1	
"	98の1	
"	107の2	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもつて亀岡駅北二丁目を設定する。

町	地番	付記
"	25	
"	26	
"	26の1	
"	26の2	
"	27の1	
"	29の19	
"	31の3	
"	31の4	
"	31の12	
"	33の1	
"	33の2	
"	33の4	
"	33の5	
"	33の6	
"	33の8	一部
"	33の9	
"	33の10	
"	33の12	一部
"	33の13	
"	33の14	
"	33の17	
"	33の18	
"	33の19	
"	34	
"	34の3	
"	34の4	
"	34の5	
"	34の6	一部
"	34の7	"
追分町八ノ坪	34の8	
"	34の9	

町	地番	付記
追分町八ノ坪	2の5	
"	2の7	
"	15	
"	15の1	
"	15の2	
"	17	
"	21の3	
"	22の1	
追分町八ノ坪	23	
"	24	

町	地番	付記
"	35	
"	36	
"	37	
"	38	
"	39	
"	39の1	
"	40の1	
"	41の1	
"	43の19	
"	62	
"	63の2	
"	64の2	
"	65	
"	66	
"	67	
"	68	
"	69	
"	70	
余部町清水	26の1	一部
"	26の18	
"	26の19	
"	32の1	
"	34	
"	35の9	一部
"	36の2	
"	36の7	一部
"	37の1	
"	37の5	一部
"	38の1	
余部町清水	38の6	一部
"	38の8	"

町	地番	付記
余部町清水	39の3	
"	39の4	
"	39の5	
"	39の6	
"	39の9	一部
"	39の10	"
"	39の11	"
"	39の12	
"	39の13	
"	39の14	
"	39の15	
"	39の16	
"	39の17	
"	39の18	
"	39の19	
"	39の20	一部
"	39・40合併1	
"	40の4	
"	40の5	一部
"	78の1	
"	78の3	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもって亀岡駅北三丁目を設定する。

町	地番	付記
余部町清水	51	一部

上記の土地を追分町中河原に変更する。

備考 地番は、令和2年11月16日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第82号

亀岡市営住宅移転助成金交付要綱（令和2年亀岡市告示第193号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第2項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

別記第1号様式中

「

交付対象 費用の額	円 ※100,000円を限度とします。
移転助成金 申請額	円 ※100,000円を限度とします。

」

を

「

移転助成金 申請額	円 ※100,000円を限度とします。
--------------	------------------------

」

に改める。

別記第5号様式中「㊸」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第83号

亀岡市住宅建設資金融資要綱（昭和57年亀岡市告示第62号）は、廃止する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第84号

亀岡市住宅改良資金融資要綱（昭和52年亀岡市告示第51号）は、廃止する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第85号

亀岡市指定金融機関、亀岡市指定代理金融機関及び亀岡市収納代理金融機関の指定（平成14年亀岡市告示第34号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

表中

「

収納代理金融機関	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社関西みらい銀行 近畿労働金庫 京滋信用組合 株式会社ゆうちょ銀行
----------	--

」

を

「

収納代理金融機関	株式会社りそな銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社関西みらい銀行 近畿労働金庫 京滋信用組合 株式会社ゆうちょ銀行
----------	---

」

に改める。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第86号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕



- 1 委託先  
名称 一般社団法人亀岡市観光協会  
所在地 京都府亀岡市追分町谷筋25番地30
- 2 委託した徴収事務  
亀岡市立図書館中央館第2駐車場におけるバスの駐車料金
- 3 委託期間  
令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第87号

亀岡市薪ストーブ及び木質ペレットストーブ購入補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表中「及び工事費」を削り、「3分の1」を「2分の1」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第5号様式、別記第7号様式及び別記第9号様式中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第88号

亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱（平成12年亀岡市告示第111号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表第2減免対象保険料の欄を次のように改める。

減免対象保険料
1 令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（所得割、均等割、平等割）。ただし、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の保険料の納期限が令和2年2月1日以後に設定されている場合については、令和2年2月分から令和3年3月分までの保険料とする。
2 令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（所得割、均等割、平等割）及び令和2年度相当分の保険料額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているもの（所得割、均等割、平等割）

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第89号

市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月5日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01317	北町追分線	亀岡市北町29番先	亀岡市追分町藪ノ下4番5先
06081	柿花鹿谷線	亀岡市葎田野町柿花吉岡62番1先	亀岡市葎田野町鹿谷西川8番1先
11199	並河土田線	亀岡市大井町並河検見ケ上4番11先	亀岡市大井町土田1丁目59番1先
11200	並河2丁目2号線	亀岡市大井町並河2丁目1番19先	亀岡市大井町並河2丁目124番39先
12148	今津3丁目8号線	亀岡市千代川町今津3丁目7番4先	亀岡市千代川町今津3丁目11番先
18317	向端1号線	亀岡市篠町馬堀向端14番3先	亀岡市篠町馬堀向端23番6先
18318	広田3丁目1号線	亀岡市篠町広田3丁目22番3先	亀岡市篠町広田3丁目22番5先
18319	広田3丁目2号線	亀岡市篠町広田3丁目10番2先	亀岡市篠町広田3丁目10番4先
18320	広田2丁目1号線	亀岡市篠町広田2丁目36番12先	亀岡市篠町広田2丁目36番18先
20225	つつじヶ丘144号線	亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目108番15先	亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目108番19先
20226	大葉台52号線	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目3番19先	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目39番5先

「揭示済」

亀岡市告示第90号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和3年4月5日から令和3年4月19日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月5日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01317	北町追分線	亀岡市北町29番先	117.47m	4.50m
		亀岡市追分町藪ノ下4番5先		10.80m
06081	柿花鹿谷線	亀岡市穂田野町柿花吉岡62番1先	690.00m	2.60m
		亀岡市穂田野町鹿谷西川8番1先		4.00m
11199	並河土田線	亀岡市大井町並河検見ケ上4番11先	1,699.00m	4.70m
		亀岡市大井町土田1丁目59番1先		22.70m
11200	並河2丁目2号線	亀岡市大井町並河2丁目1番19先	22.00m	4.50m
		亀岡市大井町並河2丁目124番39先		4.50m
12148	今津3丁目8号線	亀岡市千代川町今津3丁目7番4先	122.90m	6.00m
		亀岡市千代川町今津3丁目11番先		28.00m
18317	向端1号線	亀岡市篠町馬堀向端14番3先	75.06m	6.00m
		亀岡市篠町馬堀向端23番6先		12.00m
18318	広田3丁目1号線	亀岡市篠町広田3丁目22番3先	33.00m	6.00m
		亀岡市篠町広田3丁目22番5先		6.00m
18319	広田3丁目2号線	亀岡市篠町広田3丁目10番2先	28.06m	6.00m
		亀岡市篠町広田3丁目10番4先		6.00m
18320	広田2丁目1号線	亀岡市篠町広田2丁目36番12先	50.00m	5.00m
		亀岡市篠町広田2丁目36番18先		6.00m
20225	つつじヶ丘144号線	亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目108番15先	53.70m	6.00m
		亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目108番19先		6.00m
20226	大葉台52号線	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目3番19先	52.00m	6.00m
		亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目39番5先		12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第91号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和3年4月5日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和3年4月5日から令和3年4月19日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月5日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01317	北町追分線	亀岡市北町29番先	117.47m	4.50m
		亀岡市追分町藪ノ下4番5先		10.80m
06081	柿花鹿谷線	亀岡市稗田野町柿花吉岡62番1先	690.00m	2.60m
		亀岡市稗田野町鹿谷西川8番1先		4.00m
11200	並河2丁目2号線	亀岡市大井町並河2丁目1番19先	22.00m	4.50m
		亀岡市大井町並河2丁目124番39先		4.50m
12148	今津3丁目8号線	亀岡市千代川町今津3丁目7番4先	122.90m	6.00m
		亀岡市千代川町今津3丁目11番先		28.00m
18317	向端1号線	亀岡市篠町馬堀向端14番3先	75.06m	6.00m
		亀岡市篠町馬堀向端23番6先		12.00m
18318	広田3丁目1号線	亀岡市篠町広田3丁目22番3先	33.00m	6.00m
		亀岡市篠町広田3丁目22番5先		6.00m
18319	広田3丁目2号線	亀岡市篠町広田3丁目10番2先	28.06m	6.00m
		亀岡市篠町広田3丁目10番4先		6.00m
18320	広田2丁目1号線	亀岡市篠町広田2丁目36番12先	50.00m	5.00m
		亀岡市篠町広田2丁目36番18先		6.00m
20225	つつじヶ丘144号線	亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目108番15先	53.70m	6.00m
		亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目108番19先		6.00m
20226	大葉台52号線	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目3番19先	52.00m	6.00m
		亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目39番5先		12.00m

「揭示済」

亀岡市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市内の町の区域を設定し、並びに町の区域及び名称を変更する。

なお、その効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から生じる。

令和3年4月6日

亀岡市長 桂川孝裕

町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更調書

町	地番	付記
篠町篠芦原	36	一部
〃	37	
〃	38	一部
〃	39・42合併	〃
〃	39の乙	〃
篠町篠上西山	12の1	
〃	12の3	
〃	16の1	
〃	17の1	
〃	18	
〃	18の1	
〃	21の2	
〃	33	
〃	35の1	
〃	35の2	
〃	38	
〃	39	
〃	40	
篠町篠牙ケ尾	1の1	
〃	3の2	
〃	4	
〃	5の1	
〃	5の2	
〃	6	
〃	17	
篠町篠小園谷	1	
〃	2	
〃	2の1	
〃	3	

町	地番	付記
篠町篠小園谷	4	
"	5	
"	7	
"	10の2	
"	11	
"	12	
"	12の1	
"	14	
"	15の3	
"	15の4	
"	16	
"	17	
"	18	
"	19の1	
"	19の2	
"	19の3	
"	20の3	
"	21	
"	22	
"	23	
篠町篠下西山	25の7	
篠町篠鍋倉	1の1	一部
"	9	"
"	12の1	"
"	28の1	
"	28の2	
"	29	
"	29の1	
"	32の1	
"	34の1	
篠町篠松ヶ池	1	

町	地番	付記
篠町篠松ヶ池	1の6	
"	1の8	
"	1の31	
"	2	
"	2の6	
"	3の3	
"	7の1	一部
"	31	"
篠町王子西長尾	1の49	
"	1の60	一部
"	2の1	
"	2の13	

上記の土地並びにその土地に隣接・介入する道路及び水路をもつて篠町夕日ヶ丘四丁目を設定する。

備考 地番は、令和2年10月29日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第93号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年4月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和3年度 市民税・府民税 税額変更通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第94号

亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和3年4月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、臨時特別給付金を早期に支給する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領」（「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」（令和3年4月7日付子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）に基づき、必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 亀岡市（以下「市」という。）は、次の各号に定める者（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金（ひとり親世帯分）」という。）のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

- (1) 令和3年4月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和3年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）又は法第6条の規定に基づく亀岡市長（以下「市長」という。）の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和元年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>ア 当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
---	--



<p>イ 当該者（アに規定する養育者に限る。）</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>ウ 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>

- (3) 申請時点において、令和3年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、第2号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）
- (4) 前3号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

<p>児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であつて、令和3年4月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であつた者</p>
<p>公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であつて、令和2年度予備費閣議決定日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であつた者</p>
<p>家計急変者であつて、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であつた者</p>

(給付金(ひとり親世帯分)の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより給付金(ひとり親世帯分)を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金(ひとり親世帯分)は、支給対象者に対して、50,000円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ50,000円を加算した額とする。

(児童扶養手当受給者に対する給付金(ひとり親世帯分)の支給の申込み等)

第4条 市は、児童扶養手当受給者に対し、給付金(ひとり親世帯分)の支給の通知を行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の通知を受けた際、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)受給拒否の届出書(別記第1号様式)により、給付金(ひとり親世帯分)の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の通知後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金(ひとり親世帯分)を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。

(児童扶養手当受給者に対する給付金(ひとり親世帯分)の支給の方式)

第5条 児童扶養手当受給者に対する市による給付金(ひとり親世帯分)の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 児童扶養手当口座振込方式 令和3年4

月分の児童扶養手当振込時における指定口座(令和3年4月分の児童扶養手当支給口座の変更があった場合は、変更後の口座)に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が市に前号の指定口座の変更を低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給口座登録等の届出書(別記第2号様式)により届け出、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金(ひとり親世帯分)に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金(ひとり親世帯分)に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年2月28日とする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金(ひとり親世帯分)の申請及び支給の方式)

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けようとする者(以下「給付金(ひとり親世帯分)申請者」という。)は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)(別記第3号様式又は別記第4号様式。以下「給付金(ひとり親世帯分)申請書」という。)により申請を行う。

2 給付金(ひとり親世帯分)申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各

号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、給付金（ひとり親世帯分）申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を郵送により市に提出し、市が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請口座振込方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を市の窓口へ提出し、市が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに次の各号に掲げる場合に応じた当該各号に掲げる申立書のうち該当するもの及び所得を証明する添付書類を提出させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

- (1) 給付金（ひとり親世帯分）申請者が公的年金給付等受給者であって、その者と生計を同じくする扶養義務者がいる場合 公的年金給付等受給者の簡易な収入額の申立書（申請者本人用）（別記第5号様式）、公的年金給付等受給者の簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）（別記第6号様式）又は公的年金給付等受給者の簡易な所得額の申立書（別記第9号様式）

(2) 給付金（ひとり親世帯分）申請者が公的年金給付等受給者であって、その者と生計を同じくする扶養義務者がいない場合 公的年金給付等受給者の簡易な収入額の申立書（申請者本人用）（別記第5号様式）又は公的年金給付等受給者の簡易な所得額の申立書（別記第9号様式）

(3) 給付金（ひとり親世帯分）申請者が家計急変者であって、その者と生計を同じくする扶養義務者がいる場合 家計急変者の簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）（別記第7号様式）、家計急変者の簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）（別記第8号様式）又は家計急変者の簡易な所得見込額の申立書（別記第10号様式）

(4) 給付金（ひとり親世帯分）申請者が家計急変者であって、その者と生計を同じくする扶養義務者がいない場合 家計急変者の簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）（別記第7号様式）又は家計急変者の簡易な所得見込額の申立書（別記第10号様式）

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第8条 代理により第7条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（給付金（ひとり親世帯分）申請者に対する支給の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該給付金

(ひとり親世帯分)申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により給付金(ひとり親世帯分)を支給する。

(給付金(ひとり親世帯分)の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金(ひとり親世帯分)支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金(ひとり親世帯分)申請者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該給付金(ひとり親世帯分)申請者が給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和3年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。)に給付金(ひとり親世帯分)の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約又は変更等の事由により令和4年3月31日までに完了できない場合は、給付金(ひとり親世帯分)申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、給付金(ひとり親世帯分)

の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金(ひとり親世帯分)の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金(ひとり親世帯分)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があつたので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「出雲区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 眞継 朗

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「山階区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 人見 秀美

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「柳町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 物部 悦夫

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 人見 哲弘

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第4区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 木村 吉広

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「横町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山本 泰三

2 変更年月日

令和3年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島上島区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 桂 真一
- 2 変更年月日  
令和3年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第6区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 西垣 嘉博
- 2 変更年月日  
令和3年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町綾町区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 藤田 幸雄
- 2 変更年月日  
令和3年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「北古世町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 令和3年4月1日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 中村 泰代

- (2) 変更年月日  
令和3年4月1日

- (3) 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「学ヶ丘区」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 令和3年4月1日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 木村 隆一

- (2) 変更年月日  
令和3年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

- 代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 柚口 聡

- 2 変更年月日  
令和3年4月1日

- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。



令和3年4月16日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町森区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 田村 人志

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「東堅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 津山 宏

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町柏原区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中川 昭則

2 変更年月日

令和3年4月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小林 和夫

2 変更年月日

令和3年4月4日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島下島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 桂 隆司

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「神前区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森 茂行

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 増山 新二

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町河原尻高野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 岸 倫史

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町東町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 福島 美樹

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 中川 寛
- 2 変更年月日  
令和3年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町グリーンタウン区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 永棹 康平
- 2 変更年月日  
令和3年4月4日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町太田区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 柳原 耕造
- 2 変更年月日  
令和3年4月3日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「蒔田野町西佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 酒井 保夫

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「蒔田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小瀬 俊幸

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森 靖夫

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 春木 義嗣

2 変更年月日

令和3年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中面 裕司

2 変更年月日

令和3年4月12日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町杉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 川勝 厚男

2 変更年月日

令和3年4月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕪田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大石 典之

2 変更年月日

令和3年4月11日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕪田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 王子 貴志

2 変更年月日

令和3年4月17日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

「馬路町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 畑 末雄

2 変更年月日

令和3年4月18日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

## 「城山台区」

## 1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小村 健市

## 2 変更年月日

令和3年4月15日

## 3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

## 亀岡市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

## 「千代川町小林区」

## 1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 宮田 信也

## 2 変更年月日

令和3年4月17日

## 3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」



## 亀岡市告示第130号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として、同法第58条の2に基づき次のとおり確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和3年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

## 特定子ども・子育て支援施設等

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	確認 年月日	施設等の種類	預かり保育事業 については、一定の基準※を満たしているか否 かの別
株式会社ヤマモト	保津川ひよこ保育園	亀岡市大井町並河3丁目11-45	令和3年 4月22日	病児保育事業	—

※一定の基準とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項に定めるもの。

「揭示済」

# 訓 令

亀岡市訓令第3号

庁中一般

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令

(亀岡市職員希望降任制度実施要綱の一部改正)

第1条 亀岡市職員希望降任制度実施要綱(平成18年亀岡市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市職員療養休暇規程の一部改正)

第2条 亀岡市職員療養休暇規程(昭和51年亀岡市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊤」を削る。

(亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱の一部改正)

第3条 亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱(平成30年亀岡市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊤」を削る。

(寄附金等採納事務手続についての一部改正)

第4条 寄附金等採納事務手続について(昭和37年亀岡市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1章第1項第1号中「寄附確約書に」を「寄附確約書を」に、「に押印をうけて」を「をそれぞれ」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程の一部改正)

第5条 亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程(平成8年亀岡市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、別記第10号様式、別記第12号様式及び別記第13号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市商工業振興普及事業補助金交付規程の一部改正)

第6条 亀岡市商工業振興普及事業補助金交付規程(昭和34年亀岡市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

(亀岡市道路河川愛護奨励規程の一部改正)

第7条 亀岡市道路河川愛護奨励規程(昭和31年亀岡市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 公 告

亀岡市公告第27号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 名 称  
    駅南三角公園
- 2 位 置  
    亀岡市古世町西内坪地内
- 3 区 域  
    別添図面のとおり（略）  
    （亀岡市まちづくり推進部都市整備課において一般の縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日  
    令和3年4月1日
- 5 面 積  
    約0.13ha

「揭示済」

亀岡市公告第28号

サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証支援事業事務局業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年4月12日

亀岡市長 桂川孝裕

令和3年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証支援事業事務局業務

(2) 業務内容

亀岡市に立地するサンガスタジアム byKyoceraを活用し、短期的には交流人口の増加、長期的には移住・定住者の増加を目指してサンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証支援プログラムを実施することとし、制度設計や実証事業者の募集、広報等について包括的な業務委託を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 見積限度額

15,800,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証支援事業事務局業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和3年4月14日以後、常時備え置くこととする。

2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第29号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次のより縦覧に供する。

亀岡市公告第30号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和3年4月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行政 (かめおか・未来・チャレンジ方式)
	土木Ⅰ(上級)
採用予定人数	若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

行政(土木Ⅰ)(上級)

昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学及び高等専門学校等を含む。)において土木に関する専門課程を修得し卒業した人又は令和4年3月31日までに修得し卒業する見込みの人(独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人又は令和4年3月31日までに授与される見込みの人も大学卒に含む。)

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定による欠格条項に該当する人は受験することができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 1次試験

(1) 方法

個別面接試験、論文試験

(2) 日時・場所

令和3年5月22日（土）午前9時20分から『亀岡市役所』において行う。

(3) 1次試験合格発表

令和3年5月下旬に通知する。

4 2次試験

(1) 方法

面接試験（人物能力や意欲等についての個別面接による試験）

(2) 日時・場所

令和3年6月上旬に亀岡市内において行う。

詳しい時間、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

(3) 2次試験合格発表

令和3年6月中旬（予定）に合格者へ通知する。

5 3次試験

(1) 方法

面接試験（人物能力や意欲等についての個別面接による試験）

(2) 日時・場所

令和3年6月下旬に亀岡市内において行う。

詳しい時間、場所、提出書類等については、2次試験合格者に通知する。

6 最終合格発表

令和3年7月上旬頃（予定）に合格者へ通知する。

7 採用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、令和4年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は令和5年3月31日までとする。

8 給与

（令和3年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

区分	土木
大学卒	193,132円
短大卒	175,854円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

## 9 受験手続及び受付期間

### (1) 申込（郵送のみ）

ア 申込みは、申込書、自己紹介書及び職務経歴書（職務経験がある人のみ）に必要事項を記入し、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、郵送で亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

イ 記載内容等について確認することがあるので、連絡がとれる電話番号を記載すること。

ウ 申込みを行う際は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書し、申込書等（申込書、自己紹介書、職務経歴書）と返信用封筒（84円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付すること。

エ 心身に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

### (2) 受付期間

申込みは、令和3年4月15日（木）から令和3年5月12日（水）まで受け付ける。  
締切日を5月12日（水）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

## 10 その他

新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害等が発生した場合、試験を中止又は延期することがある。

なお、中止又は延期の場合は市ホームページにて掲載する。

## 11 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2954）

電話（0771）55-9451（人事課直通）

URL：<https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

## 亀岡市公告第31号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和3年4月15日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 縦覧期間

令和3年4月15日以後、常時備え置くこととする。

## 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

---

亀岡市公告第32号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年4月20日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 3市推第1号   |
| (2) 工事名  | 令和3年度 ガレリアかめおか長寿命化改修工事（建築）   |
| (3) 工事場所 | 亀岡市余部町宝久保地内  |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事   |
| (5) 工事概要 | 【令和3年度 ガレリアかめおか長寿命化改修工事（建築）】<br>①施設概要<br>用 途：公会堂又は集会場<br>構 造：SRC+RC 造混構造一部S造 地下1階地上3階建て<br>延床面積：27,833.25㎡<br>②工事概要<br>・屋上防水改修工事<br>（ガレリア部屋上（3,614㎡）、南側RC陸屋根部屋上（1,801㎡）等）<br>・ガラスカーテンウォール飛散防止対策工事<br>（外部からフィルム施工（6,445㎡）、建具シール更新等）<br>・附帯建築改修工事<br>（外部回廊鉄部塗装改修、ガレリア天井損傷部改修等） |
| (6) 工 期  | 議決のあった翌日から令和4年1月11日まで  |



- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

### (1) 共同企業体の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者2者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

### (2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が6,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一

式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年4月20日（火） 午後1時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年4月20日（火） 午後1時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年4月27日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年4月28日（水） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年4月30日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年4月26日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年5月6日（木）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年5月10日（月） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和3年5月12日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年5月13日（木） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和3年5月13日（木） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和3年5月17日（月）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和3年5月18日（火）まで		共通事項5-2のとおり
開札日時	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	電子入札システムによる
	令和3年5月18日（火） 午前10時	令和3年5月19日（水） 午前10時	
再度入札を行う場合の入札期間	令和3年5月19日（水） 午前9時から午後3時まで	令和3年5月20日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和3年5月19日（水） 午後3時以降	令和3年5月20日（木） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。

(2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(4) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和3年4月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市曾我部町穴太奥田57の1の一部、  
 59の1の一部、60の一部、64、65  
 (関連区域)  
 亀岡市曾我部町穴太奥田59の2の一部、  
 出井37の2の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
 亀岡市曾我部町穴太奥田65  
 株式会社京零

「揭示済」

## 亀岡市公告第34号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和3年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 縦覧期間

令和3年4月28日以後、常時備え置くこととする。

## 2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第35号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年4月30日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 2教第13号  |
| (2) 工事名  | 亀岡市立南つつじヶ丘小学校トイレ大規模改修工事（I期工事）                 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市南つつじヶ丘大葉台地内                                |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事  |
| (5) 工事概要 | 亀岡市立南つつじヶ丘小学校トイレ大規模改修工事<br>ア 改修建物概要<br>用途：小学校 |

構造：鉄筋コンクリート造（地上2階建）

延面積：5,464㎡（校舎合計 屋内運動場除く。）

イ 工事概要

(ア) 建築工事

- ・内装工事 床・壁・天井全面改修
- ・建具・ユニット工事

トイレブース取替、洗面カウンター設置、各部手摺設置他

(イ) 電気設備工事：児童用・職員用共通

- ・電灯・コンセント工事

人感センサー設置、照明設備更新他

(ウ) 機械設備工事

- ・給排水衛生設備（設置箇所数はいずれも便所1箇所あたり）

児童用女子便所：洋風大便器4基

児童用男子便所：洋風大便器3基、小便器5基

多目的便所：洋風大便器1基

職員用女子便所：洋風大便器2基

職員用男子便所：洋風大便器1基、小便器2基

(エ) その他附帯工事 一式

- (6) 工期 契約日の翌日から令和3年9月30日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 最低制限価格 採用
- (10) 入札保証金 免除
- (11) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (12) 支給材料及び貸与品 無
- (13) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用

関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年4月30日（金） 午後1時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年4月30日（金） 午後1時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年5月13日（木） 午前9時から午後5時まで 令和3年5月14日（金） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年5月17日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年5月12日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年5月18日（火）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年5月20日（木） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和3年5月24日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年5月25日（火） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和3年5月25日（火） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和3年5月27日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和3年5月28日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和3年5月28日（金） 午前10時	令和3年5月31日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和3年5月31日（月） 午前9時から午後3時まで	令和3年6月1日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり



再度入札の開札日時	令和3年5月31日（月） 午後3時以降	令和3年6月1日（火） 午後3時以降	電子入札システムに よる
-----------	------------------------	-----------------------	-----------------

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 総務部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

# 任免及び辞令

新井 誠 輔

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

高 阪 英 樹

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は令和3年5月24日までとします

小 坂 喜太郎

亀岡市立川東保育所嘱託医に委嘱します

佐 藤 明 美

亀岡市立中部保育所及び亀岡市本梅こども園嘱託医に委嘱します

松 井 史 裕

亀岡市立東部保育所嘱託医に委嘱します

上 原 久 和

亀岡市立第六保育所嘱託医に委嘱します

東 原 博 司

亀岡市立別院保育所嘱託医に委嘱します

白 川 和 夫

亀岡市立保津保育所嘱託医に委嘱します

吉 岡 隆 行

亀岡市立森の自然こども園東本梅嘱託医に委嘱します

坂 井 知 明

亀岡市立川東保育所嘱託歯科医に委嘱します

荻 野 茂

亀岡市立中部保育所及び亀岡市立別院保育所嘱託歯科医に委嘱します

植 村 正 敏

亀岡市立東部保育所嘱託歯科医に委嘱します

浦 田 眞 幸

亀岡市立第六保育所嘱託歯科医に委嘱します

石 川 清 之

亀岡市立保津保育所嘱託歯科医に委嘱します

脇 新 五

亀岡市立本梅こども園嘱託歯科医に委嘱します

上 原 久 晴

亀岡市立森の自然こども園東本梅嘱託歯科医に委嘱します

藤 原 史 博

亀岡市立幼稚園医に委嘱します

小 野 恒太郎

亀岡市立幼稚園歯科医に委嘱します

吉 岡 佳 佑

亀岡市立幼稚園薬剤師に委嘱します

橋 田 洋 介

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します

任期は令和3年7月20日までとします

松 井 章

亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます

白 石 陽 子

亀岡市政の円滑な推進に資するためセーフコミュニティ推進事業に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和4年3月31日までとします

植 木 孝 宜

東 原 博 司

佐 藤 俊 之

島 田 稔

調 拓 治

調 早 苗

瀬 尾 博

十 倉 佳 史

奈 良 武 史

温 井 雅 紀

三 山 将 成

米 原 亨

福 島 達 夫

佐 藤 奈 緒

飯 野 讓

細 木 一 成

永 田 篤 司

浅 井 直 子

天 野 智 仁

(各 通)

(各 通)

岩 田 雅 司  
 橋 本 京 子  
 松 田 純 子  
 吉 田 咲 稚 子  
 中 西 淳 子  
 日 野 原 惠 子  
 塚 本 佐 代 子  
 大 矢 み ゆ き  
 市 川 益 代  
 加 茂 大 輔  
 小 早 川 広 恵  
 廣 瀬 圭 子  
 浅 野 有 紀  
 鈴 木 恵 子  
 井 本 太  
 小 森 博 子  
 竹 本 知 子

亀岡市介護認定審査委員に委嘱します  
 任期は令和5年3月31日までとします

豊 川 竜 太

亀岡市商工業行政の円滑な推進に資するため産  
 学官連携に係る市政アドバイザーとして参与に  
 委嘱します

任期は令和4年3月31日までとします

高 木 超

SDGs 未来都市としての亀岡市の施策を推進  
 するため亀岡市SDGsアドバイザーとして参  
 与に委嘱します

任期は令和4年3月31日までとします

徳 山 竜 一

亀岡市政の円滑な推進に資するため地域資源  
 活用によるにぎわい創出等に係る市政アドバ  
 イザーとして参与に委嘱します

任期は令和4年3月31日までとします

河 野 秀 彦

亀岡市市医に委嘱します

河 野 秀 彦

亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

関 本 孝 一

亀岡市監査委員に選任します

吉 村 一 志

亀岡市観光行政の円滑な推進に資するため亀岡  
 市参与に委嘱します

任期は令和4年3月31日までとします

藤 原 史 博

亀岡市休日急病診療所管理医師に委嘱します

令和3年4月1日

田 中 美 良

亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任しま  
 す

令和3年4月4日

川 瀬 敏 之

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は令和4年9月4日までとします

令和3年4月20日

## 監査委員欄

# 公表

### 亀岡市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月27日

亀岡市監査委員 関本 孝一  
亀岡市監査委員 富谷加都子

#### 1 監査の種類

令和3年度随時監査

#### 2 監査の対象

令和2年度末現在における棚卸状況について

- (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
- (2) 市立病院の貯蔵品（医薬品及び診療材料）

#### 3 監査の着眼点

実地棚卸の時期・方法は適切か、保管の方法・場所は適切か、不足・亡失き損・使用不能等の原因の究明及び処置は適切か、在庫現在高は帳簿残高と一致しているかなど、貯蔵品等について適切な在庫管理が行われているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査対象について、書類調査、状況聴取及び在庫保管場所の確認を行った。

#### 5 監査の実施場所及び日程

##### (1) 上下水道部

監査の実施場所：上下水道部庁舎

監査実施日：令和3年4月9日

##### (2) 市立病院

監査の実施場所：市立病院

監査実施日：令和3年4月9日

#### 6 監査の結果

特に指摘すべき事項は見当たらず、適正であると認められた。

「揭示済」

# 教育委員会欄

## 規則

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年4月27日

亀岡市教育委員会  
教育長 神先宏彰

### 亀岡市教育委員会規則第7号

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(亀岡市教育委員会請願等処理規則の一部改正)

第1条 亀岡市教育委員会請願等処理規則(平成29年亀岡市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「押印のうえ」を「、」に改める。  
(亀岡市立学校施設使用条例施行規則の一部改正)

第2条 亀岡市立学校施設使用条例施行規則(平成16年亀岡市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「㊟」を削る。  
(亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則の一部改正)

第3条 亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則(昭和62年亀岡市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正)

第4条 亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則(平成27年亀岡市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則(平成21年亀岡市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第1号様式の2、別記第3号様式及び別記第4号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市立図書館運営規則の一部改正)

第6条 亀岡市立図書館運営規則(昭和42年亀岡市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「印」を削る。

(亀岡市文化資料館条例施行規則の一部改正)

第7条 亀岡市文化資料館条例施行規則(昭和60年亀岡市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市教育集会所条例施行規則の一部改正)

第8条 亀岡市教育集会所条例施行規則(平成31年亀岡市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「㊟」を削る。

(亀岡市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第9条 亀岡市文化財保護条例施行規則(昭和44年亀岡市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第6号様式及び別記第10号様式から別記第12号様式までの規定中「㊦」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 「揭示済」

## 告 示

### 亀岡市教育委員会告示第1号

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和3年4月27日

亀岡市教育委員会  
教育長 神先宏彰

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示

（亀岡市立学校小規模特認校制度に関する要綱の一部改正）

第1条 亀岡市立学校小規模特認校制度に関する要綱（平成28年亀岡市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「㊦」を削る。

（亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規程の一部改正）

第2条 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規程（平成14年亀岡市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「㊦」を削る。

別記第5号様式から別記第7号様式までの規定、別記第10号様式、別記第11号様式及び別記第15号様式中「㊦」を削る。



別記第4号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この告示の実施の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

## 任免及び辞令

西 垣 逸 郎

亀岡市立亀岡小学校学校医に委嘱します

小 坂 喜太郎

亀岡市立安詳小学校学校医に委嘱します

平 田 正 弘

亀岡市立東別院小学校学校医に委嘱します

栗 山 卓 弥

亀岡市立西別院小学校学校医に委嘱します

福 島 達 夫

亀岡市立曾我部小学校学校医に委嘱します

佐 藤 俊 之

亀岡市立吉川小学校学校医に委嘱します

佐 藤 明 美

亀岡市立蒔田野小学校学校医に委嘱します

佐 藤 明 美

亀岡市立本梅小学校学校医に委嘱します

佐 藤 俊 之

亀岡市立畑野小学校学校医に委嘱します

吉 岡 隆 行

亀岡市立青野小学校学校医に委嘱します

東 原 博 司

亀岡市立大井小学校学校医に委嘱します

森 戸 俊 典

亀岡市立千代川小学校学校医に委嘱します

白 川 和 夫

亀岡市立保津小学校学校医に委嘱します

松 井 史 裕

亀岡市立つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

上 原 久 和

亀岡市立城西小学校学校医に委嘱します

植 木 孝 宜

亀岡市立詳徳小学校学校医に委嘱します

飯 野 茂

亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校医に委嘱しま

す



飯野 讓 亀岡市立亀岡中学校学校医に委嘱します	浦田 眞幸 亀岡市立千代川小学校学校歯科医に委嘱します
平岡 聡 亀岡市立別院中学校学校医に委嘱します	石川 清之 亀岡市立保津小学校学校歯科医に委嘱します
吉岡 克己 亀岡市立南桑中学校学校医に委嘱します	河野 弘之 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します
調 幸治 亀岡市立育親中学校学校医に委嘱します	中川 幹也 亀岡市立城西小学校学校歯科医に委嘱します
十倉 佳史 亀岡市立東輝中学校学校医に委嘱します	池田 利夫 亀岡市立詳徳小学校学校歯科医に委嘱します
文字 直 亀岡市立大成中学校学校医に委嘱します	前田 文義 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します
加藤 啓一郎 亀岡市立詳徳中学校学校医に委嘱します	安井 明平 亀岡市立亀岡中学校学校歯科医に委嘱します
中川 裕隆 亀岡市立亀岡川東学園学校医に委嘱します	田中 恵一 亀岡市立別院中学校学校歯科医に委嘱します
嶋村 浩一 亀岡市立亀岡小学校学校歯科医に委嘱します	永田 篤司 亀岡市立南桑中学校学校歯科医に委嘱します
並河 治之 亀岡市立安詳小学校学校歯科医に委嘱します	西田 幸弘 亀岡市立育親中学校学校歯科医に委嘱します
前川 眞司 亀岡市立東別院小学校学校歯科医に委嘱します	中川 博友 亀岡市立東輝中学校学校歯科医に委嘱します
脇 新五 亀岡市立西別院小学校学校歯科医に委嘱します	吉田 龍兒 亀岡市立大成中学校学校歯科医に委嘱します
内藤 春生 亀岡市立曾我部小学校学校歯科医に委嘱します	岡本 眞和 亀岡市立詳徳中学校学校歯科医に委嘱します
荻野 茂 亀岡市立吉川小学校学校歯科医に委嘱します	植村 正敏 亀岡市立亀岡川東学園学校歯科医に委嘱します
天野 浩 亀岡市立葎田野小学校学校歯科医に委嘱します	片山 徹 亀岡市立亀岡小学校学校薬剤師に委嘱します
斎藤 義裕 亀岡市立本梅小学校学校歯科医に委嘱します	森 美里 亀岡市立安詳小学校学校薬剤師に委嘱します
藤田 幸彦 亀岡市立畑野小学校学校歯科医に委嘱します	片山 徹 亀岡市立東別院小学校学校薬剤師に委嘱します
細木 一成 亀岡市立青野小学校学校歯科医に委嘱します	水落 明子 亀岡市立西別院小学校学校薬剤師に委嘱します
遠坂 豊 亀岡市立大井小学校学校歯科医に委嘱します	

岩田雅司  
亀岡市立曾我部小学校学校薬剤師に委嘱します

高本 亜由美  
亀岡市立吉川小学校学校薬剤師に委嘱します

上田耕士  
亀岡市立穂田野小学校学校薬剤師に委嘱します

神田孝泰  
亀岡市立本梅小学校学校薬剤師に委嘱します

原 満帆  
亀岡市立畑野小学校学校薬剤師に委嘱します

中川喜よ美  
亀岡市立青野小学校学校薬剤師に委嘱します

望月英孝  
亀岡市立大井小学校学校薬剤師に委嘱します

國代一祥  
亀岡市立千代川小学校学校薬剤師に委嘱します

安達整実  
亀岡市立保津小学校学校薬剤師に委嘱します

俵知可  
亀岡市立つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

天野智仁  
亀岡市立城西小学校学校薬剤師に委嘱します

山口徳人  
亀岡市立詳徳小学校学校薬剤師に委嘱します

中西暢之  
亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

廣瀬裕之  
亀岡市立亀岡中学校学校薬剤師に委嘱します

浅井直子  
亀岡市立別院中学校学校薬剤師に委嘱します

江頭美来  
亀岡市立南桑中学校学校薬剤師に委嘱します

森 麻由子  
亀岡市立育親中学校学校薬剤師に委嘱します

新開 匠  
亀岡市立東輝中学校学校薬剤師に委嘱します

池田将吾  
亀岡市立大成中学校学校薬剤師に委嘱します

西田真紀  
亀岡市立詳徳中学校学校薬剤師に委嘱します

寺田希久子  
亀岡市立亀岡川東学園学校学校薬剤師に委嘱します

令和3年4月1日

川勝哲也  
亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱を  
解きます

令和3年4月8日

川口研一  
亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱し  
ます

任期は令和4年4月30日までとします

令和3年4月9日

久保典明  
亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱を  
解きます

令和3年4月11日

國府美幸  
亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱し  
ます

任期は令和4年4月30日までとします

令和3年4月12日

福西茂樹  
亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱を  
解きます

令和3年4月14日

中 田 匡 恵

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱します

任期は令和4年4月30日までとします

令和3年4月15日

黒 田 賢 次

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱を解きます

令和3年4月19日

結 城 直 人

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱します

任期は令和4年4月30日までとします

令和3年4月20日

山 田 実

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱を解きます

令和3年4月29日

串 崎 哲 史

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱します

任期は令和4年4月30日までとします

令和3年4月30日

# 公平委員会欄

## 規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

亀岡市公平委員会委員長 深澤則夫

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「ふるさと創生課」を「SDGs創生課」に改める。

別表第2中「・」を「、」に、

「

教育研究所	所長、副所長
-------	--------

」

を

「

みらい教育リサーチセンター	所長、副所長（委員長が定めるものに限る。）
---------------	-----------------------

」

に改め、同表備考第14項を次のように改める。

14 この表中「みらい教育リサーチセンター」とは、亀岡市みらい教育リサーチセンター条例（令和3年亀岡市条例第2号）に規定する機関をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第4号

令和3年4月定例総会を下記のとおり公告する。

令和3年4月5日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

1 日時

令和3年4月8日(木)  
午後1時30分から

2 場所

亀岡市役所 1階 市民ホール

3 議題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 非農地証明交付について
- ・第4号議案 令和3年5月農用地利用集積計画(農地中間管理機構・利用権設定)

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道部の企業職員の併任に関する規程を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市上下水道部の企業職員の併任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上下水道事業(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第1条に規定する上下水道事業をいう。以下同じ。)に関する事務を効率的に執行するため、市長事務部局の職員を上下水道部の企業職員に併任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(併任)

第2条 次の各号に掲げる市長事務部局の職員については、上下水道部の企業職員に併任されたものとみなす。

- (1) 会計課長及び上下水道事業の企業出納員の事務を補助する会計課の職員
- (2) 上下水道事業の契約に係る事務の一部に従事する契約検査課の職員
- (3) 上下水道事業の工事及び上下水道事業の工事に伴う業務委託に係る事務に従事する職員

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、上下水

道部の企業職員の併任に関し必要な事項は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正)
- 2 亀岡市上下水道事業会計規程(平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。  
第4条第6項を削り、同条第7項を同条第6項とする。  
(亀岡市上下水道事業契約規程の一部改正)
- 3 亀岡市上下水道事業契約規程(平成9年亀岡市公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。  
第3条を削り、第4条を第3条とする。

「揭示済」

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係上下水道事業管理規程等の整理に関する規程を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係上下水道事業管理規程等の整理に関する規程

(亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正)  
第1条 亀岡市上下水道事業会計規程(平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項を削る。

(亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程(平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

(亀岡市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第3条 亀岡市水道事業給水条例施行規程(平成30年亀岡市上下水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、「明記し、会社印又は代表者印を押してください。」を「明記してください。」に改め、「社印及び代表者印は、指定申請時に使用した印を押してください。」を削る。

別記第4号様式中

「申請者 住所  
氏名 ㊟」

を

「申請者 住所  
氏名 」

に改める。

別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第8号様式中「㊟」を削る。

別記第10号様式中

「 ㊟ 及び「㊟」を削る。  
(市への指定申請印) 」

別記第11号様式中

「 ㊟ を削る。  
(市への指定申請等) 」

別記第13号様式中

「代表者名 印」を  
 「代表者名 印」に改める。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「印」を削る。

別記第17号様式中

「氏名 印」を  
 「氏名 印」に、

「

新代理人	住所	
	氏名	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>
旧代理人	住所	
	氏名	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>

」を

「

新代理人	住所	
	氏名	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> ※届出者である場合は押印を省略可
旧代理人	住所	
	氏名	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> ※届出者である場合は押印を省略可

」に改める。

別記第18号様式中

「氏名 印」を  
 「氏名 印」に、

「

新代理人	住所	
	氏名	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>
旧代理人	住所	
	氏名	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>

」を

「

新代理人	住所	
	氏名	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> ※届出者である場合は押印を省略可
旧代理人	住所	
	氏名	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span> ※届出者である場合は押印を省略可

」に改める。

別記第19号様式から別記第23号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第24号様式中「㊟」を削り、

「

	号室	氏名	印

を

」

「

	号室	氏名

に改める。

」

別記第25号様式中「㊟」を削る。

別記第26号様式中

「申請者 住所

氏名

㊟」を

「申請者 住所

氏名

」に改める。

(亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱規程の一部改正)

第4条 亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱規程(昭和62年亀岡市公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別記第8号様式及び別記第8号様式の2中「㊟」を削る。



(亀岡市漏水等に伴う水道料金及び下水道使用料の減額に関する規程の一部改正)

第5条 亀岡市漏水等に伴う水道料金及び下水道使用料の減額に関する規程（平成24年亀岡市上下水道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「申請者 住所  
氏名 ⑩」を

「申請者 住所  
氏名 」に改める。

(亀岡市下水道条例施行規程の一部改正)

第6条 亀岡市下水道条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「氏名 ⑩」を

「氏名 」に、

「

新代理人	住所	
	氏名	⑩
旧代理人	住所	
	氏名	⑩

」を

「

新代理人	住所	
	氏名	⑩ ※届出者である場合は押印を省略可
旧代理人	住所	
	氏名	⑩ ※届出者である場合は押印を省略可

」に改める。

別記第2号様式中

「氏名 ⑩」を

「氏名 」に、

「

新総代人	住所	
	氏名	⑩
旧総代人	住所	
	氏名	⑩

」を

「

新 総 代 人	住 所	
	氏 名	㊟ ※届出者である場合は押印を省略可
旧 総 代 人	住 所	
	氏 名	㊟ ※届出者である場合は押印を省略可

」に改める。

別記第3号様式及び別記第5号様式中「㊟」を削る。

別記第7号様式中

「届出者 住所

氏名

㊟」を

「届出者 住所

氏名

」に、

「指定工事業者 住所

又は施工業者 氏名

㊟」を

「指定工事業者 住所

又は施工業者 氏名

」に改める。

別記第10号様式中

「申請者 住所

氏名

㊟」を

「申請者 住所

氏名

」に改める。

別記第12号様式、別記第15号様式から別記第20号様式までの規定及び別記第22号様式中「㊟」を削る。

別記第24号様式中「㊟」を削り、

「

工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	---------------

」を

「

工 期	
-----	--

」に、

「4 同意書の写し」を「4 同意書」に改める。

別記第25号様式中「㊟」を削る。

別記第26号様式中

「

工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	---------------

」を

「

工 期	
-----	--

」に改める。

別記第27号様式、別記第28号様式及び別記第30号様式中「㊟」を削る。

別記第32号様式中「㊟」を削り、

「

工事等を必要とする理由	
予 定 工 期	許可の日から 日間
工事等の概要	管 渠 _____φ_____mm、_____m 人 孔 φ_____mm_____箇所 _____φ_____mm、_____m φ_____mm_____箇所
	取 付 管 _____φ_____mm、_____m、_____箇所
	公共汚水 _____φ_____mm、_____箇所
	ま す _____φ_____mm、_____箇所
	そ の 他 [ ]

」を

「

施 工 目 的	
工 期	
工事等の概要	

」に、

「

添 付 図 書	1 附近見取図 2 平面図、断面図及び配置図 3 排水設備計画確認申請書及び添付図書 4 その他管理者が指示する図書
---------	---

」を

「

添 付 図 書	1 附近見取図 2 平面図、断面図及び配置図 3 排水設備計画確認申請書及び添付図書 4 同意書 5 その他管理者が指示する図書
---------	--

」に改め、

「

土地所有者 の承諾欄	私の所有する土地に下水道施設を設置すること及び施設を設置した土地 を無償で使用することを承諾します。なお、承諾した土地を譲渡する場合 には、その譲受人に承諾内容を継承させることを確約します。 年 月 日 住所 氏名
---------------	--

」を削る。

別記第33号様式中

「

工事等の概要	管 渠 _____φ_____mm、_____m 人 孔 φ_____mm_____箇所 _____φ_____mm、_____m φ_____mm_____箇所
	取 付 管 _____φ_____mm、_____m、_____箇所
	公 共 汚 水 _____φ_____mm、_____箇所
	ま す _____φ_____mm、_____箇所
	そ の 他 [ ]

」を

「

施 行 目 的	
工 期	
工事等の概要	

」に改め、

「㊦」を削る。

別記第34号様式及び別記第35号様式中「㊦」を削り、

「

工事等の概要	管 渠 _____φ_____mm、_____m 人 孔 φ_____mm_____箇所 _____φ_____mm、_____m φ_____mm_____箇所
	取 付 管 _____φ_____mm、_____m、_____箇所
	公 共 汚 水 _____φ_____mm、_____箇所
	ま す _____φ_____mm、_____箇所
	そ の 他 [ ]

」を

「

工事等の概要	
--------	--

」に改める。

別記第36号様式中「㊦」を削り、

「

帰属施設の概要	管 渠	_____φ_____mm、_____m	人 孔	φ_____mm_____箇所
		_____φ_____mm、_____m		φ_____mm_____箇所
	取 付 管	_____φ_____mm、_____m、_____箇所		
	公 共 汚 水	_____φ_____mm、_____箇所		
	ま す	_____φ_____mm、_____箇所		
そ の 他	〔 _____ 〕			

」を

「

帰属施設の概要	
---------	--

」に改める。

別記第37号様式中

「

帰属施設の概要	管 渠	_____φ_____mm、_____m	人 孔	φ_____mm_____箇所
		_____φ_____mm、_____m		φ_____mm_____箇所
	取 付 管	_____φ_____mm、_____m、_____箇所		
	公 共 汚 水	_____φ_____mm、_____箇所		
	ま す	_____φ_____mm、_____箇所		
そ の 他	〔 _____ 〕			

」を

「

帰属施設の 概要	
-------------	--

」に改める。

別記第38号様式中

「申請者 住所

氏名

㊟」を

「申請者 住所

氏名

」に改める。

(亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程の一部改正)

第7条 亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程(平成11年亀岡市公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定及び別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「㊟」を削る。

(亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

第8条 亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(昭和57年亀岡市水道事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」及び「⑤最後に㊟欄に土地所有者であるあなたが署名捺印してください。(権利者がなく訂正箇所もない場合には㊟欄のみ署名捺印して提出してください。)」を削る。

別記第2号様式中

「

(1) 住所  
氏名

㊟

電話番号 ( )

(2) 住所  
氏名

㊟

電話番号 ( )

(3) 住所  
氏名

㊟

電話番号 ( )

(4) 住所  
氏名

㊟

電話番号 ( )

」を

「

(1) 住所  
氏名

電話番号 ( )

(2) 住所  
氏名

電話番号 ( )

(3) 住所  
氏名

電話番号 ( )

(4) 住所  
氏名

電話番号 ( )

」に、

「総代理人 氏名 (印)」を

「総代理人 氏名 (印)」

※申告者である場合は押印を省略可」に改める。

別記第3号様式及び別記第6号様式中

「氏名 (印) 電話番号 ( )」を

「氏名 電話番号 ( )」に改める。

別記第8号様式、別記第9号様式の2、別記第11号様式、別記第12号様式の2及び別記第15号様式中「(印)」を削る。

別記第17号様式中「(印)」を削り、

「

(フリガナ) 新住所	都. 道. 府. 県 市. 郡 町 番地
旧住所	都. 道. 府. 県 市. 郡 町 番地

」を

「

(フリガナ) 新住所	
旧住所	

」に改める。

(亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程の一部改正)

第9条 亀岡市雨水貯留施設設置事業費補助金交付規程（平成29年亀岡市上下水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式、別記第6号様式及び別記第8号様式中「(印)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

# 告示

亀岡市上下水道部告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
日本橋日銀通りビル5階

地銀ネットワークサービス株式会社  
提携コンビニエンスストア

- MMK設置店 暮らしハウス
- コミュニティ・ストア スリーエイト
- 生活彩家 セイコーマート
- セブン-イレブン タイエー
- デイリーヤマザキ
- ニューヤマザキデイリーストア
- ハセガワストア ハマナスクラブ
- ファミリーマート ポプラ
- ミニストップ
- ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ヤマザキデイリーストアー ローソン
- ローソンのストア100

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

3 委託期間

令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
日本橋日銀通りビル5階

地銀ネットワークサービス株式会社  
提供会社

LINE Pay株式会社

PayPay株式会社

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料）のスマートフォン等の電子機器による決済サービス収納事務

3 委託期間

令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

「揭示済」



亀岡市上下水道部告示第11号

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係上下水道部告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係上下水道部告示の整理に関する告示

(亀岡市下水道事業における公共汚水ます等の設置基準要綱の一部改正)

第1条 亀岡市下水道事業における公共汚水ます等の設置基準要綱(平成22年亀岡市上下水道部告示第11号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「排水設備設置義務者

住所

氏名

印」を

「排水設備設置義務者

住所

氏名

」に、

「

公共汚水ます等の使用者 の承諾	住所 氏名	印(電話番号 )
--------------------	----------	-------------

」を

「

公共汚水ます等の使用者 の承諾	住所 氏名	印(電話番号 )
--------------------	----------	-------------

※排水設備設置義務者と同一の場合は押印を省略可

」に改める。

別記第2号様式中「印」を削る。

(亀岡市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱の一部改正)

第2条 亀岡市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱(平成31年亀岡市上下水道部告示第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式から別記第7号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この告示の実施の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第12号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

令和3年4月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
308	野間ガスサービス株式会社	代表取締役 野間 英治	京都市右京区嵯峨 新宮町39-9

2 指定日

令和3年4月20日

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

### 亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年亀岡市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第5項第1号中「180,000円」とあるのは、「800,000円」と読み替えるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

医療職給料表(1)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
22	323,800	397,200	450,300	515,700	603,400
23	327,300	399,700	452,600	517,600	604,400
24	330,600	401,800	454,900	519,500	605,400
25	334,100	403,800	456,900	521,200	606,400
26	336,800	406,100	459,200	523,000	607,400
27	339,400	408,300	461,400	524,800	608,400
28	342,000	410,600	463,700	526,600	609,400
29	344,800	412,900	465,800	528,200	610,400

30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800

64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			

別表第4の2医療職(1)給料表の適用を受ける職務の級別基準表を次のように改める。

2 医療職(1)給料表の適用を受ける職務の級別基準表

職務の級	職務基準
1級	医療業務を行う職務
2級	医長の職務 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3級	副院長、部長又は困難な医療業務を行う医長の職務
4級	病院長、消化器センター長又は副院長の職務
5級	高度の知識経験に基づく困難な病院長の職務

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「掲示済」

## 告 示

亀岡市立病院告示第1号

地方自治法第231条の2の規定に基づく、  
亀岡市病院事業会計規程第28条の規定による  
指定代理納付者を次のとおり指定したので告示  
する。

令和3年4月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

1 指定代理納付者の名称等

- (1) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地

京都クレジットサービス株式会社

代表取締役 多賀野博一

- (2) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地

京銀カードサービス株式会社

代表取締役 田中晴男

2 指定代理納付者による納付を認める歳入の  
範囲

亀岡市立病院における診療に係る使用料  
及び手数料

3 指定期間

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

「掲示済」